

平成 27年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

平成 27年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

は し が き

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書等に基づき「平成 27 年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和 39 年 12 月に昭和 38 年度版を発刊して以来、今回で 53 回目の刊行を迎えることとなりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものです。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものです。

平成 29 年 3 月

総務省自治行政局公務員部福利課長

諸戸 修二

目 次

概 要

第 1 制度の沿革	3
1. 地方公務員の共済組合制度の沿革	3
2. 社会保障協定の状況	9
3. 地方議会議員の年金制度の沿革	10
第 2 制度の改正等	11
1. 制度の改正	11
2. 平成 27 年度における年金額の改定	11
第 3 制度の概要	13
1. 地方公務員の共済組合制度の概要	13
2. 地方団体関係団体職員等の年金制度等の概要	24
3. 地方議会議員の年金制度の概要	27
第 4 事業の概要	30
I 地方公務員共済組合の事業の概要	30
[I] 組合及び組合員の概況	30
1. 組合等の数	30
2. 組合員数	31
3. 被扶養者数	35
4. 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	36
[II] 短期給付の概況	38
1. 収支の状況	38
2. 短期財源率の状況	42

3.	給付の状況	43
(1)	給付の種類	43
(2)	受診率等の状況	43
(3)	掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	44
(4)	給付実績	44
[Ⅲ]	長期給付の概況	51
1.	長期財源率の状況	51
2.	収入の状況	53
3.	給付の状況	54
4.	長期給付積立金等の状況	70
[Ⅳ]	福祉事業の概況	79
Ⅱ	地方議会議員共済会の事業の概要	86
[Ⅰ]	地方議会議員の概況	86
[Ⅱ]	給付経理の財源	86
[Ⅲ]	収支の概況（給付経理）	86

統 計 表 I（地方公務員等共済組合）

1	組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	88
2	福祉施設に関する調	92
3	短期法定給付支給状況調	94
4	短期附加給付支給状況調	104
5	長期給付支給状況調	106
6	年金種類別受給権者状況調	110
7	短期経理貸借対照表	116
8	同 損益計算書	118
9	長期経理貸借対照表（平成27年4月～9月）	120
10	同 損益計算書（平成27年4月～9月）	122

11	厚生年金保険經理貸借対照表（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）	124
12	同 損益計算書（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）	126
13	退職等年金經理貸借対照表（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）	128
14	同 損益計算書（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）	130
15	経過の長期經理貸借対照表（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）	132
16	同 損益計算書（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）	134
17	業務經理貸借対照表	136
18	同 損益計算書	138
19	保健經理貸借対照表	140
20	同 損益計算書	142
21	医療經理貸借対照表	146
22	同 損益計算書	148
23	宿泊經理貸借対照表	152
24	同 損益計算書	156
25	住宅經理貸借対照表	160
26	同 損益計算書	162
27	貯金經理貸借対照表	164
28	同 損益計算書	166
29	貸付經理貸借対照表	168
30	同 損益計算書	170
31	物資經理貸借対照表	174
32	同 損益計算書	178
33	財形經理貸借対照表	182
34	同 損益計算書	184
35	退職等年金給付準備業務經理貸借対照表	186
36	同 損益計算書	188

統計表 I の 2

指定都市職員共済組合
 都市職員共済組合
 市町村職員共済組合

 の組合別内訳

1	組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	192
2	福祉施設に関する調	210
3	短期法定給付支給状況調	212
4	短期附加給付支給状況調	248
5	長期給付支給状況調（指定都市職員共済組合のみ）（平成 27 年 4 月～9 月）	256
6	短期経理貸借対照表	262
7	同 損益計算書	270
8	長期経理貸借対照表（指定都市職員共済組合のみ）（平成 27 年 4 月～9 月）	286
9	同 損益計算書（同 上）（平成 27 年 4 月～9 月）	290
10	業務経理貸借対照表	296
11	同 損益計算書	308
12	保健経理貸借対照表	324
13	同 損益計算書	340
14	宿泊経理貸借対照表	364
15	同 損益計算書	380
16	住宅経理貸借対照表（指定都市職員共済組合のみ）	404
17	同 損益計算書（同 上）	404
18	貯金経理貸借対照表	412
19	同 損益計算書	420
20	貸付経理貸借対照表	432
21	同 損益計算書	444
22	物資経理貸借対照表（市町村職員共済組合のみ）	464
23	同 損益計算書（同 上）	472
24	財形経理貸借対照表	482
25	同 損益計算書	490

統計表 I の 3 (再掲 地方公務員共済組合連合会)

1	長期給付経理貸借対照表 (平成 27 年 4 月～9 月)	506
2	同 損益計算書 (平成 27 年 4 月～9 月)	506
3	厚生年金保険給付調整経理貸借対照表 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	507
4	同 損益計算書 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	507
5	退職等年金給付調整経理貸借対照表 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	508
6	同 損益計算書 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	508
7	経過の長期給付調整経理貸借対照表 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	509
8	同 損益計算書 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	509
9	基礎年金拠出金経理貸借対照表 (平成 27 年 4 月～9 月)	510
10	同 損益計算書 (平成 27 年 4 月～9 月)	510
11	基礎年金拠出金経理貸借対照表 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	511
12	同 損益計算書 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	511
13	厚生年金拠出金経理貸借対照表 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	512
14	同 損益計算書 (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)	512
15	業務経理貸借対照表	513
16	同 損益計算書	513
17	退職等年金給付準備業務経理貸借対照表	514
18	同 損益計算書	514

統計表 I の 4 (再掲 全国市町村職員共済組合連合会)

1	災害給付経理貸借対照表	516
2	同 損益計算書	516
3	保健給付経理貸借対照表	517
4	同 損益計算書	517
5	長期経理貸借対照表 (平成 27 年 4 月～9 月)	518
6	同 損益計算書 (平成 27 年 4 月～9 月)	518

7	厚生年金保険経理貸借対照表（平成27年10月～平成28年3月）	519
8	同 損益計算書（平成27年10月～平成28年3月）	519
9	退職等年金経理貸借対照表（平成27年10月～平成28年3月）	520
10	同 損益計算書（平成27年10月～平成28年3月）	520
11	経過の長期経理貸借対照表（平成27年10月～平成28年3月）	521
12	同 損益計算書（平成27年10月～平成28年3月）	521
13	業務経理貸借対照表	522
14	同 損益計算書	522
15	宿泊経理貸借対照表	523
16	同 損益計算書	523
17	団体信用生命保険経理貸借対照表	524
18	同 損益計算書	524
19	貸付債権共同保全経理貸借対照表	525
20	同 損益計算書	525
21	短期給付財政調整経理貸借対照表	526
22	同 損益計算書	526
23	短期給付特別財政調整経理貸借対照表	527
24	同 損益計算書	527
25	育児・介護休業給付経理貸借対照表	528
26	同 損益計算書	528
27	財形経理貸借対照表	529
28	同 損益計算書	529
29	退職等年金給付準備業務経理貸借対照表	530
30	同 損益計算書	530

統計表Ⅱ（地方議会議員共済会）

1	議員数及び報酬に関する調	532
2	共済給付金支給状況調	532

3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調	532
4	給付経理貸借対照表	533
5	同 損益計算書	533
6	業務経理貸借対照表	534
7	同 損益計算書	534

概 要

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の違いによって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退職料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。
- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育

職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあつては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた。(なお、平成 22 年 12

月 1 日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。）

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別個に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

(11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。

(12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

(13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

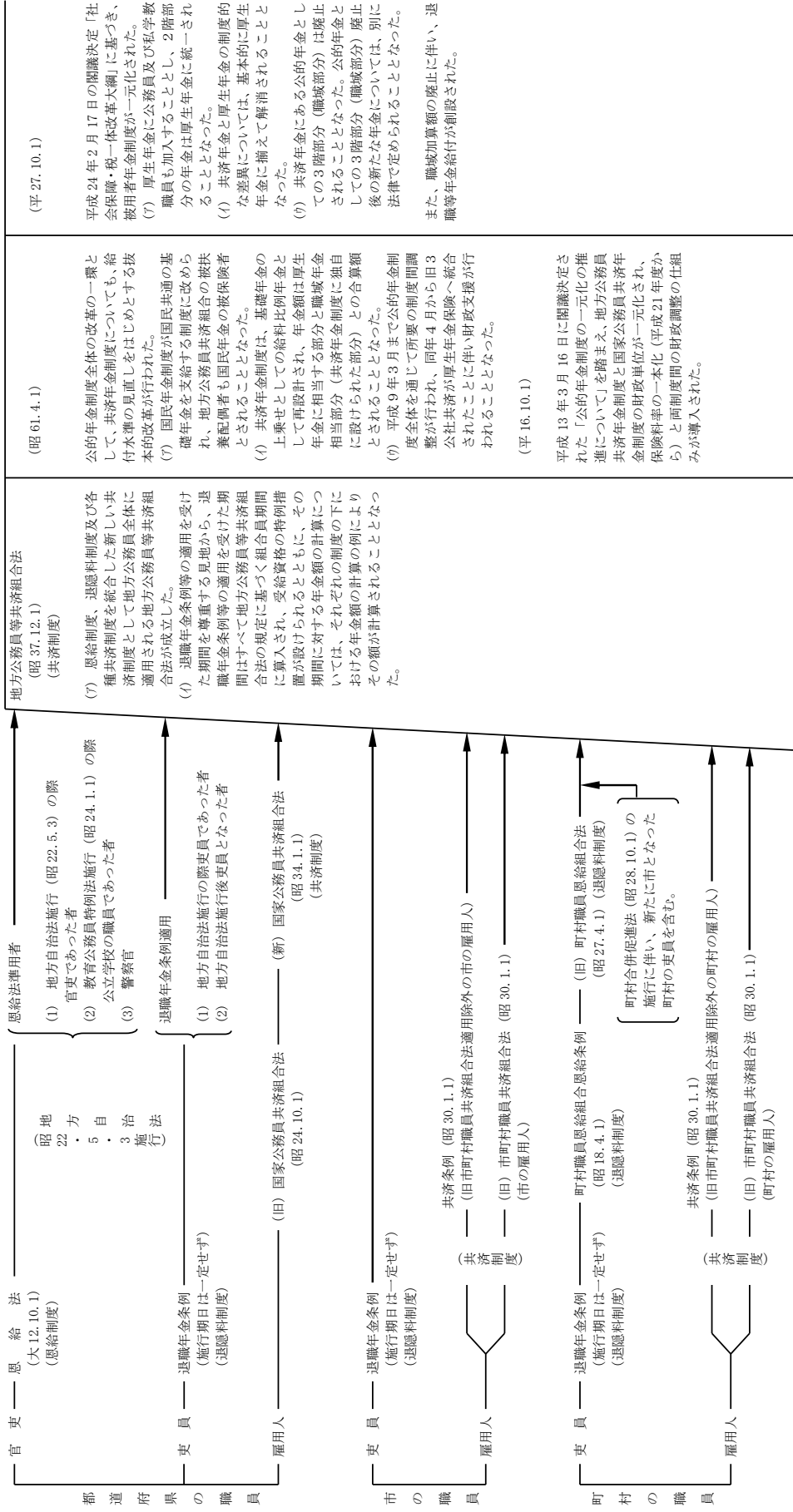
(14) 平成 24 年 8 月 22 日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成

26年12月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた。(ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成27年10月から実施することとされた。)

また、この法律により、平成27年10月1日から、厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。あわせて、廃止後の新たな年金については、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

(15) 平成24年11月26日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第97号)により、退職等年金給付を設けることとされた。

地方公務員の退職年金制度の沿革 (略表)



地方公務員等共済組合法 (昭37.12.1) (共済制度)

(7) 恩給制度、退職料制度及び各種共済制度を統合した新しい共済制度として地方公務員全体に適用される地方公務員等共済組合法が成立した。
 (4) 退職年金条例等の適用を受けた期間を尊重する見地から、退職年金条例等の適用を受けた期間に基づき組合員期間に算入され、受給資格の特例措置が設けられるとともに、その期間に対する年金額の計算については、それぞれの制度の下における年金額の計算の例によりその額が計算されることとなった。

(昭61.4.1)

公的年金制度全体の改革の一環として、共済年金制度についても、給付水準の見直しをはじめとする抜本的改革が行われた。
 (7) 国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の被扶養配偶者も国民年金の被保険者とされることがとなった。
 (4) 共済年金制度は、基礎年金の上乗せとしての給料比例年金として再設計され、年金額は厚生年金に相当する部分と職域年金に設けられた部分) との合算額とされることとなった。
 (7) 平成9年3月まで公的年金制度全体を通じて所要の制度間調整が行われ、同年4月から旧3公社共済が厚生年金保険へ統合されたことに伴い、財政支援が行われることとなった。

(平16.10.1)

平成13年3月16日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」を踏まえ、地方公務員共済年金制度と国家公務員共済年金制度の財政単位が一元化され、保険料率の一本化(平成21年度から)と両制度間の財政調整の仕組みが導入された。

(平27.10.1)

平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、被用者年金制度が一元化された。
 (7) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一されることとなった。
 (4) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消されることとなった。
 (7) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止されることとなった。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別な法律で定められることとなった。

また、職域加算額が創設された。退職等年金給付が創設された。

2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
スペイン	○		平成 22 年 12 月 1 日
アイルランド	○		平成 22 年 12 月 1 日
ブラジル	○		平成 24 年 3 月 1 日
スイス	○	○	平成 24 年 3 月 1 日
ハンガリー	○	○	平成 26 年 1 月 1 日

3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20%引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5%引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度は廃止された。

第2 制度の改正等

1 制度の改正

平成27年においては、「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）」「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 被用者年金の一元化

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行に伴い、平成27年10月より、共済年金は厚生年金に統一されることとなり、制度的差異の解消、保険料率の統一、共通財源とする積立金の仕分け、事務組織の活用、職域部分の廃止、地方公共団体の長の特例加算の廃止、標準報酬制への移行等に関し必要な事項が定められた。

(2) 退職等年金給付の創設

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号）の施行に伴い、平成27年10月より、退職等年金給付の支給等に関し必要な事項が定められた。

2 平成27年度における年金額の改定

平成26年平均の全国消費者物価指数は対前年度2.7%、対前年度比名目手取り賃金変動率は2.3%、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」はマイナス0.9%となった。

平成27年度の年金額は、平成27年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（2.3%）よりも物価変動率（2.7%）が高くなるため、新規裁定年金・既裁

定年金ともに名目手取り賃金変動率（2.3%）によって改定される。さらに平成27年度は、名目手取り賃金変動率にスライド調整率（マイナス0.9%）が乗じられることになり、平成26年度の本来水準の年金額からの改定率は1.4%となった。

なお、特例水準の段階的な解消（マイナス0.5%）があるため、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基本的には0.9%となった。

第3 制度の概要

(注) 本項においては、平成27年10月1日以降の制度の概要について記載している。

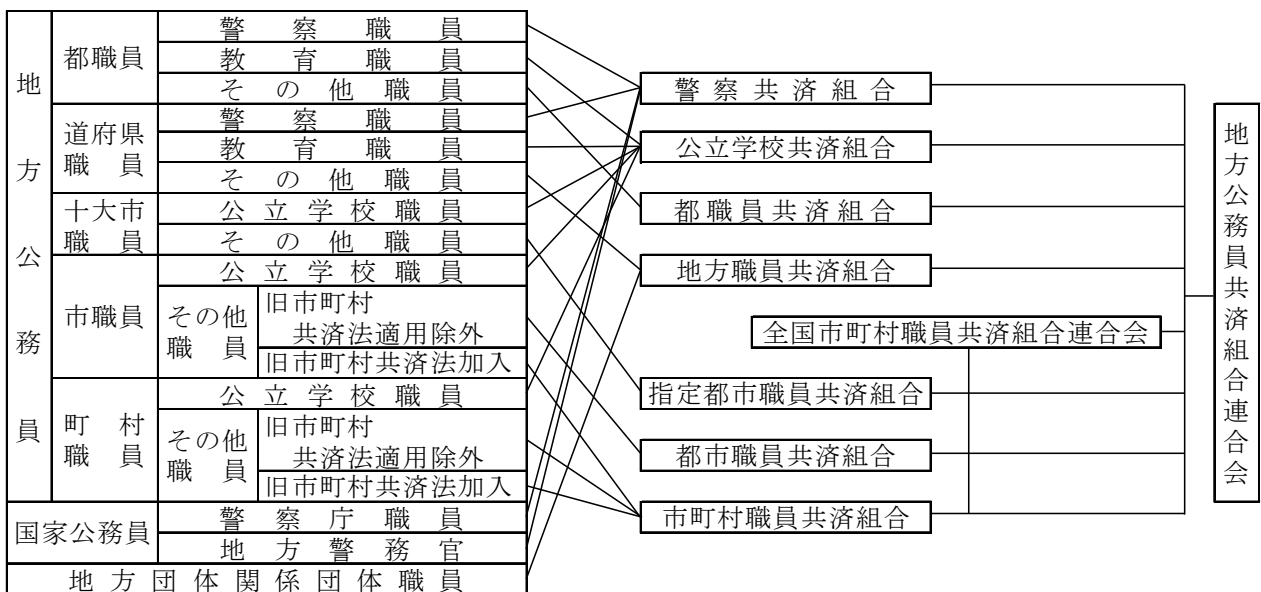
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

(2) 全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げる業務を行うこと。①長期給付の裁定又は決定及び支払 ②長厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て ③業務上の余裕金の管理及び運用 ④その他総務省令で定める業務

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金（調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

オ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するための交付金（特別調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

カ 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業を行うこと。

キ エからカまでに掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業を行うこと。

ク 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。

ケ 福祉事業を行うこと。

コ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

なお、構成組合の長期給付事業は、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については平成 19 年 4 月から、指定都市職員共済組合については平成 27 年 10 月から、市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(3) 地方公務員共済組合連合会

組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供すること。

イ 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、実施期間との情報交換及び連絡調整を行うこと。

ウ 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

エ 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

オ 厚生年金拠出金を納付し、又は厚生年金交付金を受け入れること。

カ 基礎年金拠出金を納付すること。

キ 退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

ク 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

ケ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織する組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 標準報酬

標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき標準報酬等級表によって区分され、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の 22 分の 1 に相当する金額とする。

標準報酬は、次の方法により決定・改定される。

ア 定時決定

毎年 7 月 1 日において、現に組合員である者の同日前 3 月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、その年の 9 月 1 日から翌年の 8 月 1 日までの標準報酬とする。

イ 資格取得時決定

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の 8 月 31 日（6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の 8 月 31 日）までの標準報酬とする。

ウ 随時改定

組合員が継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、その年の8月31日（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日）までの標準報酬とする。

エ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日）までの標準報酬とする。

オ 産前産後休業終了時改定

組合は、産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものと

する。

改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

カ 組合員の報酬月額がア、イ、エ、オによって算定することが困難であるとき、又はア～オによって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらにかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(6) 標準期末手当等の額

組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。

(7) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業(被扶養者を除く。)又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の15種類がある。

保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費 ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 ③高額療養費及び高額介護合算療養費 ④出産費 ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育

児休業手当金 ⑫介護休業手当金

災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には、次の6種類がある。

厚生年金保険給付……………①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……………④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成27年9月30日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(8) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(9) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている。（当分の間、特例措置により100分の6.875。）

イ 厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を地方公共団体が負担することとし、残りの費用については厚生年金被保険者と地方公共団体の折半負担とされている。

ウ 退職等年金給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

エ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、各年度の組合の短期給付事務に要する費用の2分の1に100分の75を乗じて得た額と組合の長期給付事務に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）の2分の1に100分の60を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(7) 短期給付

……その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 厚生年金保険給付

……厚生年金保険事業に要する費用は、保険料をもって充てる。

なお、厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととされており、政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間（財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間）における見通しを作成しなければならないこととされている。

(ウ) 退職等年金給付

……将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額と国家公務員共済組合法に規定する国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定める。

(10) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(11) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

(12) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）の公布の日（昭和56年11月20日）において現に組合員であった者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づく条例で定める日（定年退職日）まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が10年以上であり、かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して6月を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに申し出たときは、特例継続組合員の資格を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなさ

れる。

(13) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共済の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(14) 派遣職員に関する法の適用

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(15) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共

済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第 2 条 1 項第 1 号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされてい

る。

- ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。）
- イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）
- ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- オ 地方公務員災害補償基金
- カ 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社
- コ 土地開発公社
- サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる 6 種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が負担することとし、残りの費用については団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

また、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成 16 年度以降においては、事務に要する費用に 100 分の 60 を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必

要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとされている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 56 号。以下「廃止法」という。)により、平成 23 年 6 月 1 日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 共 済 会

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- (イ) 市（特別区を含む。）の議会の議員……………市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

(2) 給 付

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び

遺族一時金の5種類である。

イ 制度廃止後（平成23年6月1日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

a 在職12年以上の場合

制度廃止時（平成23年6月1日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職12年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

b 在職12年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職12年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金を給付することとされている。

※ 平成23年1月から5月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成23年1月から5月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職12年以上の議員についてはa、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職12年未満の議員についてはbの取扱いによることとされている。

(ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10%を引き下げるものとされている。

b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が 700 万円を超えるときには、当該超える額の 2 分の 1 に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（改正前：190.4 万円）を廃止することとされている。

(エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3) 費用の負担

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共济会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共济会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされていた。

また、共济会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

給付に要する費用については、存続共济会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成 26 年度における負担率は、都道府県議会議員存続共济会が標準報酬月額 100 分の 25.9、市議会議員存続共济会及び町村議会議員存続共济会が標準報酬月額 100 分の 52.8 とされている。

また、存続共济会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行

われている（制度廃止後も同様）。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

〔I〕 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

平成27年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組 合 名	年 度		
	平成27年度末	平成26年度末	前年度との比較増減
地方職員共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
公立学校共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
警察共済組合	1 (49)	1 (49)	0 (0)
東京都職員共済組合	1	1	0
指定都市職員共済組合	10	10	0
市町村職員共済組合	47	47	0
都市職員共済組合	3	3	0
計	64 (143)	64 (143)	0 (0)

(注) () 内の数は、支部数である。

2 組合員数

平成 27 年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 2,874,693 人、長期給付適用は 2,833,241 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,413,793 人（短期給付適用者全体の 84.0%）、地方公共団体の長である組合員 1,780 人（同 0.1%）、特定消防組合員 151,070 人（同 5.3%）、船員一般組合員 1,861 人（同 0.1%）、特定警察組合員 252,159 人（同 8.8%）及び任意継続組合員 54,030 人（同 1.9%）である。長期給付適用は、一般組合員 2,413,793 人（長期給付適用者全体の 85.2%）、地方公共団体の長である組合員 1,785 人（同 0.1%）、特定消防組合員 151,070 人（同 5.3%）、長期組合員 11,585 人（同 0.4%）、船員一般組合員 1,861 人（同 0.1%）、継続長期組合員 1,015 人（同 0.0%）及び特定警察組合員 252,159 人（同 8.9%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 2,183 人減少（0.1%減）しており、その内訳は、一般組合員 265 人増、地方公共団体の長である組合員 3 人増、特定消防組合員 512 人増、船員一般組合員 22 人減、特定警察組合員 1,261 人増及び任意継続組合員 4,202 人減となっている。長期給付適用は総数で 1,946 人増加（0.1%増）しており、その内訳は、一般組合員 266 人増、地方公共団体の長である組合員 4 人増、特定消防組合員 512 人増、長期組合員 183 人減、船員一般組合員 22 人減、継続長期組合員 8 人増、特定警察組合員 1,361 人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,750,080 人（短期給付適用者全体の 61.2%）、女子組合員 1,124,613 人（同 38.8%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 9,763 人減少、女子組合員は 7,580 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,723,870 人（長期給付適用者全体の 60.8%）、女子組合員 1,109,371 人（同 39.2%）であり、前年度と比較すると男子組合員が 7,224 人減少、女子組合員は 9,070 人増加している（第 2 表その（一）参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済組合が 64.7%、警察共済組合が 87.9%、指定都市職員共済組合が 68.3%及び市町村職員共済組合が 62.2%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均

60.9%より高くなっているが、公立学校共済組合の49.0%、東京都職員共済組合の60.1%及び都市職員共済組合の58.4%はこの平均より低くなっている。長期給付適用は、地方職員共済組合が64.3%、警察共済組合が87.9%、全国市町村職員共済組合連合会が62.8%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均60.8%より高くなっているが、公立学校共済組合の48.9%及び東京都職員共済組合の60.3%はこの平均より低くなっている（第2表その（二）参照）。

第2表 組合員数の状況

その（一） 組合員種別

（短期給付適用）

区 分 組合員の種類		平成27年度末		平成26年度末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
一 般 組 合 員	男	1,334,706	46.4	1,342,140	46.7	△ 7,434	△ 0.6
	女	1,079,087	37.5	1,071,388	37.2	7,699	0.7
	計	2,413,793	84.0	2,413,528	83.9	265	0.0
地方公共団体の 長である組合員	男	1,755	0.1	1,752	0.1	3	0.2
	女	25	0.0	25	0.0	0	0.0
	計	1,780	0.1	1,777	0.1	3	0.2
特定消防組合員	男	147,252	5.1	146,882	5.1	370	0.3
	女	3,818	0.1	3,676	0.1	142	3.9
	計	151,070	5.3	150,558	5.2	512	0.3
船員一般組合員	男	1,845	0.1	1,870	0.1	△ 25	△ 1.3
	女	16	0.0	13	0.0	3	23.1
	計	1,861	0.1	1,883	0.1	△ 22	△ 1.2
特定警察組合員	男	230,946	8.0	230,880	8.0	66	0.0
	女	21,213	0.7	20,018	0.7	1,195	6.0
	計	252,159	8.8	250,898	8.7	1,261	0.5
短 期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
任意継続組合員	男	33,576	1.2	36,319	1.3	△ 2,743	△ 7.6
	女	20,454	0.7	21,913	0.8	△ 1,459	△ 6.7
	計	54,030	1.9	58,232	2.0	△ 4,202	△ 7.2
合 計	男	1,750,080	61.2	1,759,843	61.2	△ 9,763	△ 0.6
	女	1,124,613	38.8	1,117,033	38.8	7,580	0.7
	計	2,874,693	100.0	2,876,876	100.0	△ 2,183	△ 0.1

(長期給付適用)

区 分 組合員の種類		平成 27 年度 末		平成 26 年度 末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一 般 組 合 員	男	1,334,706	47.1	1,342,139	47.4	△ 7,433	△ 0.6
	女	1,079,087	38.1	1,071,388	37.8	7,699	0.7
	計	2,413,793	85.2	2,413,527	85.2	266	0.0
地方公共団体の 長である組合員	男	1,760	0.1	1,756	0.1	4	0.2
	女	25	0.0	25	0.0	0	0.0
	計	1,785	0.1	1,781	0.1	4	0.2
特定消防組合員	男	147,252	5.2	146,882	5.2	370	0.3
	女	3,818	0.1	3,676	0.1	142	3.9
	計	151,070	5.3	150,558	5.3	512	0.3
長 期 組 合 員	男	6,399	0.2	6,600	0.2	△ 201	△ 3.0
	女	5,159	0.2	5,141	0.2	18	0.4
	計	11,558	0.4	11,741	0.4	△ 183	△ 1.6
特定消防長期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
船員一般組合員	男	1,845	0.1	1,870	0.1	△ 25	△ 1.3
	女	16	0.0	13	0.0	3	23.1
	計	1,861	0.1	1,883	0.1	△ 22	△ 1.2
継続長期組合員	男	962	0.0	967	0.0	△ 5	△ 0.5
	女	53	0.0	40	0.0	13	32.5
	計	1,015	0.0	1,007	0.0	8	0.8
特定警察組合員	男	230,946	8.2	230,880	8.2	66	0.0
	女	21,213	0.7	20,018	0.7	1,195	6.0
	計	252,159	8.9	250,898	8.9	1,261	0.5
特例継続組合員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
合 計	男	1,723,870	60.8	1,731,094	61.1	△ 7,224	△ 0.4
	女	1,109,371	39.2	1,100,301	38.9	9,070	0.8
	計	2,833,241	100.0	2,831,395	100.0	1,846	0.1

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- (1) 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- (2) 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- (3) 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令（以下「令」という。）附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (4) 「長期組合員」とは、法附則第 29 条第 1 項、令附則第 43 条第 1 項若しくは第 45 条第 3 項の規定により、又は令附則第 44 条第 1 項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員である。
- (5) 「特定消防長期組合員」とは、長期組合員のうち令附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (6) 「船員一般組合員」とは、船員保険法第 17 条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- (7) 「継続長期組合員」とは、法第 140 条第 1 項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- (8) 「特定警察組合員」とは、令附則第 30 条の 4 に規定する特定警察職員である組合員である。
- (9) 「特例継続組合員」とは、法附則第 28 条の 7 第 1 項の規定による申し出をした者である。
- (10) 「短期組合員」とは、次に掲げる組合員である。
 - ① 組合又は市町村連合会の役員である組合員である者のうち昭和 58 年法律第 59 号附則第 8 条第 2 項の規定により引き続き組合役員である者
 - ② 旧市町村職員共済組合の組合員であった者で昭和 39 年法律第 152 号による改正前の法附則第 31 条の規定により組合員となり、引き続き昭和 39 年法律第 152 号附則第 3 条の規定による申し出をしたもの。
- (11) 「任意継続組合員」とは、法第 144 条の 2 第 1 項の規定による申し出をした者である。

その(二) 組合別
(短期給付適用)

区 分 組 合 名		平成 27 年 度 末		平成 26 年 度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸 び 率
		人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 共 済 組 合	男	193,880	64.7	195,274	65.4	△ 1,394	△ 0.7
	女	105,655	35.3	103,529	34.6	2,126	2.1
	計	299,535	100.0	298,803	100.0	732	0.2
公 立 学 校 共 済 組 合	男	475,536	49.0	478,140	49.3	△ 2,604	△ 0.5
	女	493,971	51.0	492,164	50.7	1,807	0.4
	計	969,507	100.0	970,304	100.0	△ 797	△ 0.1
警 察 共 済 組 合	男	261,155	87.9	261,467	88.4	△ 312	△ 0.1
	女	35,791	12.1	34,310	11.6	1,481	4.3
	計	296,946	100.0	295,777	100.0	1,169	0.4
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男	73,108	60.1	73,157	60.0	△ 49	△ 0.1
	女	48,497	39.9	48,870	40.0	△ 373	△ 0.8
	計	121,605	100.0	122,027	100.0	△ 422	△ 0.3
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男	116,286	68.3	117,135	68.8	△ 849	△ 0.7
	女	53,973	31.7	53,011	31.2	962	1.8
	計	170,259	100.0	170,146	100.0	113	0.1
市 町 村 職 員 共 済 組 合	男	599,790	62.2	604,275	62.4	△ 4,485	△ 0.7
	女	365,092	37.8	363,770	37.6	1,322	0.4
	計	964,882	100.0	968,045	100.0	△ 3,163	△ 0.3
都 市 職 員 共 済 組 合	男	30,325	58.4	30,395	58.7	△ 70	△ 0.2
	女	21,634	41.6	21,379	41.3	255	1.2
	計	51,959	100.0	51,774	100.0	185	0.4
合 計	男	1,750,080	60.9	1,759,843	61.2	△ 9,763	△ 0.6
	女	1,124,613	39.1	1,117,033	38.8	7,580	0.7
	計	2,874,693	100.0	2,876,876	100.0	△ 2,183	△ 0.1

(長期給付適用)

区 分 組 合 名		平成 27 年 度 末		平成 26 年 度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸 び 率
		人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 共 済 組 合	男	197,869	64.3	199,340	65.0	△ 1,471	△ 0.7
	女	109,825	35.7	107,539	35.0	2,286	2.1
	計	307,694	100.0	306,879	100.0	815	0.3
公 立 学 校 共 済 組 合	男	462,026	48.9	464,150	49.2	△ 2,124	△ 0.5
	女	482,283	51.1	479,952	50.8	2,331	0.5
	計	944,309	100.0	944,102	100.0	207	0.0
警 察 共 済 組 合	男	259,291	87.9	259,013	88.4	278	0.1
	女	35,596	12.1	34,096	11.6	1,500	4.4
	計	294,887	100.0	293,109	100.0	1,778	0.6
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男	72,721	60.3	72,673	60.1	48	0.1
	女	47,877	39.7	48,165	39.9	△ 288	△ 0.6
	計	120,598	100.0	120,838	100.0	△ 240	△ 0.2
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男	-	-	115,970	68.9	-	-
	女	-	-	52,444	31.1	-	-
	計	-	-	168,414	100.0	-	-
全 国 市 町 村 職 員 共 済 組 合 連 合 会	男	731,963	62.8	619,948	62.1	112,015	18.1
	女	433,790	37.2	378,105	37.9	55,685	14.7
	計	1,165,753	100.0	998,053	100.0	167,700	16.8
合 計	男	1,723,870	60.8	1,731,094	61.1	△ 7,224	△ 0.4
	女	1,109,371	39.2	1,100,301	38.9	9,070	0.8
	計	2,833,241	100.0	2,831,395	100.0	1,846	0.1

(注) 1. 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

2. 平成 27 年 10 月 1 日より、指定都市職員共済組合の長期給付事業は全国市町村職員共済組合連合会で一元的に行っている

3 被扶養者数

平成 27 年度末現在の被扶養者数は 2,774,059 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 52,621 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 2,874,693 人）1 人当たりの被扶養者数は 0.96 人で、前年と比較すると 0.02 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.29 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.78 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

区分 組合名	平成27年度末		平成26年度末		増 減		
	被扶養者数	組合員	被扶養者数	組合員	被扶養者数	伸び率	組合員
		1 人 当たり		1 人 当たり			
	人	人	人	人	人	%	人
地方職員共済組合	314,879	1.05	323,907	1.08	△ 9,028	△ 2.8	△ 0.03
公立学校共済組合	791,865	0.82	812,106	0.84	△ 20,241	△ 2.5	△ 0.02
警察共済組合	384,388	1.29	383,238	1.30	1,150	0.3	△ 0.01
東京都職員共済組合	95,361	0.78	97,563	0.80	△ 2,202	△ 2.3	△ 0.02
指定都市職員共済組合	177,281	1.04	181,682	1.07	△ 4,401	△ 2.4	△ 0.03
市町村職員共済組合	962,630	1.00	979,840	1.01	△ 17,210	△ 1.8	△ 0.01
都市職員共済組合	47,655	0.92	48,344	0.93	△ 689	△ 1.4	△ 0.01
合 計	2,774,059	0.96	2,826,680	0.98	△ 52,621	△ 1.9	△ 0.02

4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

平成 27 年度末現在の組合員の標準報酬の月額の総額は、短期給付適用が 1 兆 2,103 億円、長期給付適用が 1 兆 1,784 億円であり、それぞれ前年度の給料月額との総額と比較して、短期給付適用が 2,318 億円 (23.7%) 増、長期給付適用が 2,149 億円 (22.3%) 増となっている。これを組合員 1 人当たりの標準報酬の月額で見ると、短期給付適用 421,023 円、長期給付適用が 415,913 円となり、前年度の給料月額と比較して、短期給付適用が 80,895 円 (23.8%) 増、長期給付適用が 75,626 円 (22.2%) 増となっている。

また、標準期末手当等の総額は、短期給付適用が 4 兆 3,539 億円、長期給付適用が 4 兆 3,624 億円であり、長期給付適用について前年度の期末手当等の額と比較すると 248 億円 (0.6%) 増となっている。これを組合員 1 人当たりの標準期末手当等の額で見ると、短期給付適用が 1,514,572 円、長期給付適用が 1,539,703 円となり、長期給付適用について前年度と比較すると 7,745 円 (0.5%) 増となっている (第 4 表参照)。

第 4 表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の状況

その (一) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成27年度末		平成26年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	130,894,084	463,554,813	101,830,626	455,204,302	29,063,458	28.5	8,350,511	1.8
公立学校共済組合	412,510,432	1,524,095,791	359,423,688	1,564,636,398	53,086,744	14.8	△ 40,540,607	△ 2.6
警察共済組合	138,549,237	453,314,159	96,038,640	431,729,337	42,510,597	44.3	21,584,822	5.0
東京都職員共済組合	54,315,280	200,453,867	38,289,086	191,591,592	16,026,194	41.9	8,862,275	4.6
指定都市職員共済組合	76,131,561	271,710,544	55,255,497	268,222,300	20,876,064	37.8	3,488,244	1.3
市町村職員共済組合	376,605,116	1,368,228,126	311,195,494	1,345,858,734	65,409,622	21.0	22,369,392	1.7
都市職員共済組合	21,307,557	72,570,918	16,473,455	70,489,979	4,834,102	29.3	2,080,939	3.0
合 計	1,210,313,266	4,353,928,218	978,506,486	4,327,732,642	231,806,780	23.7	26,195,576	0.6

(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある (以下、概要部分の表について同じ。)

(長期給付適用)

区分 組合名	平成27年度末		平成26年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	129,484,642	478,548,233	104,235,333	470,306,090	25,249,309	24.2	8,242,143	1.8
公立学校共済組合	403,742,068	1,523,374,092	351,432,794	1,563,472,614	52,309,274	14.9	△ 40,098,522	△ 2.6
警察共済組合	135,589,268	452,489,327	95,358,756	431,505,171	40,230,512	42.2	20,984,156	4.9
東京都職員共済組合	53,380,810	200,305,849	37,983,092	191,677,486	15,397,718	40.5	8,628,363	4.5
指定都市職員共済組合	—	—	54,676,769	267,394,126	—	—	—	—
全国市町村職員共済組合連合会	456,185,488	1,707,633,091	319,799,797	1,413,222,868	136,385,691	42.6	294,410,223	20.8
合 計	1,178,382,276	4,362,350,592	963,486,542	4,337,578,355	214,895,734	22.3	24,772,237	0.6

(注) 1 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

2 平成27年10月1日より、指定都市職員共済組合の長期給付事業は全国市町村職員共済組合連合会で一元的に行っている。

その(二) 組合員1人当たりの標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成27年度末		平成26年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	436,991	1,547,581	340,795	1,523,426	96,196	28.2	24,155	1.6
公立学校共済組合	425,485	1,572,032	370,424	1,612,522	55,061	14.9	△ 40,490	△ 2.5
警察共済組合	466,581	1,526,588	324,699	1,459,645	141,882	43.7	66,943	4.6
東京都職員共済組合	446,653	1,648,402	313,776	1,570,075	132,877	42.3	78,327	5.0
指定都市職員共済組合	447,151	1,595,866	324,753	1,576,424	122,398	37.7	19,442	1.2
市町村職員共済組合	390,312	1,418,026	321,468	1,390,285	68,844	21.4	27,741	2.0
都市職員共済組合	410,084	1,396,696	318,180	1,361,494	91,904	28.9	35,202	2.6
合 計	421,023	1,514,572	340,128	1,504,317	80,895	23.8	10,255	0.7

(長期給付適用)

区分 組合名	平成27年度末		平成26年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	420,823	1,555,273	339,663	1,532,546	81,160	23.9	22,727	1.5
公立学校共済組合	427,553	1,613,216	372,240	1,656,042	55,313	14.9	△ 42,826	△ 2.6
警察共済組合	459,801	1,534,450	325,335	1,472,166	134,466	41.3	62,284	4.2
東京都職員共済組合	442,634	1,660,938	314,331	1,586,235	128,303	40.8	74,703	4.7
指定都市職員共済組合	—	—	324,657	1,587,719	—	—	—	—
全国市町村職員共済組合連合会	391,323	1,464,833	320,424	1,415,980	70,899	22.1	48,853	3.5
合 計	415,913	1,539,703	340,287	1,531,958	75,626	22.2	7,745	0.5

(注) 1 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

2 平成27年10月1日より、指定都市職員共済組合の長期給付事業は全国市町村職員共済組合連合会で一元的に行っている。

〔Ⅱ〕 短期給付の概況

1 収支の状況

平成27年度の短期経理の収支は組合全体で、収入2兆47億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出1兆9,078億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引969億円の黒字決算となっている。なお、平成26年度は973億円の黒字決算であった（第5表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が88.9%（前年度89.0%）、利息及び配当金が0.1%（同0.1%）、その他の収入が4.4%（同4.4%）、前年度繰越支払準備金が6.7%（同6.6%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では101億円（0.5%）減少しており、その内訳は、掛金・負担金112億円（0.6%）減、利息及び配当金4億円（37.0%）増、その他の収入4億円（0.5%）減、前年度繰越支払準備金12億円（0.9%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が37.8%（前年

度 37.4%)、休業給付が 5.4% (同 5.0%)、災害給付が 0.0% (同 0.0%)、附加給付が 0.5% (同 0.6%)、老人保健拠出金が 0.0% (同 0.0%)、退職者給付拠出金が 1.8% (同 3.6%)、前期高齢者納付金が 17.6% (同 17.0%)、後期高齢者支援金が 17.4% (同 16.7%)、その他の支出が 12.4% (同 12.6%)、次年度繰越支払準備金が 7.1% (同 7.0%) となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 97 億円 (0.5%) 減少しており、その内訳は、保健給付が 42 億円 (0.6%) 増、休業給付が 58 億円 (6.0%) 増、災害給付が 1 億円 (25.6%) 増、附加給付が 14 億円 (12.1%) 減、退職者給付拠出金が 341 億円 (49.3%) 減、前期高齢者納付金が 86 億円 (2.6%) 増、後期高齢者支援金が 108 億円 (3.4%) 増、その他の支出が 48 億円 (2.0%) 減、次年度繰越支払準備金が 11 億円 (0.8%) 増である (第 5 表その (二) 参照)。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額 (年度末組合員で年間収入額を除いて得た額) は、前年度 623,068 円に対し、本年度は 619,641 円 (0.6%) 減である。

第5表 短期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

区分 組合名	収 入 (A)			
	平成27年度	平成26年度	増 減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方職員共済組合	221,455,680	219,251,427	2,204,253	1.0
公立学校共済組合	648,561,035	648,801,679	△ 240,645	0.0
警察共済組合	188,694,064	182,712,324	5,981,740	3.3
東京都職員共済組合	77,531,406	74,358,636	3,172,770	4.3
指定都市職員共済組合	120,829,501	126,876,486	△ 6,046,986	△ 4.8
全国市町村職員共済組合連合会	43,673,622	44,934,116	△ 1,260,494	△ 2.8
市町村職員共済組合	667,948,086	681,956,650	△ 14,008,565	△ 2.1
都市職員共済組合	36,030,073	35,911,281	118,792	0.3
合 計	2,004,723,466	2,014,802,599	△ 10,079,133	△ 0.5

(注) 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、短期

その(二) 費用別収支状況

区分 費目	収 入 (A)					
	平成27年度		平成26年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	881,834,811	44.0	888,415,208	44.1	△ 6,580,397	△ 0.7
掛金	875,846,296	43.7	878,443,982	43.6	△ 2,597,686	△ 0.3
任意継続掛金	23,596,112	1.2	25,629,220	1.3	△ 2,033,108	△ 7.9
利息及び配当金	1,578,527	0.1	1,152,307	0.1	426,220	37.0
その他	87,910,331	4.4	88,355,888	4.4	△ 445,557	△ 0.5
小 計	1,870,766,077	93.3	1,881,996,606	93.4	△ 11,230,528	△ 0.6
前年度繰越支払準備金	133,957,389	6.7	132,805,994	6.6	1,151,395	0.9
合 計	2,004,723,466	100.0	2,014,802,599	100.0	△ 10,079,133	△ 0.5

(注) 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、短

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成27年度	平成26年度	増 減	増減率	平成27年度	平成26年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
202,515,216	203,191,871	△ 676,655	△ 0.3	18,940,464	16,059,557
600,002,440	601,717,541	△ 1,715,101	△ 0.3	48,558,595	47,084,139
176,833,129	175,544,201	1,288,928	0.7	11,860,935	7,168,123
73,873,546	71,675,052	2,198,494	3.1	3,657,860	2,683,583
119,506,821	121,651,252	△ 2,144,431	△ 1.8	1,322,679	5,225,234
40,981,133	40,913,411	67,722	0.2	2,692,489	4,020,705
659,923,519	667,093,005	△ 7,169,486	△ 1.1	8,024,567	14,863,645
34,191,562	35,702,128	△ 1,510,566	△ 4.2	1,838,511	209,152
1,907,827,367	1,917,488,461	△ 9,661,094	△ 0.5	96,896,099	97,314,138

給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

区 分 費 目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B) 千円
	平成27年度		平成26年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	
保 健 給 付	720,892,608	37.8	716,673,630	37.4	4,218,977	0.6	
休 業 給 付	102,461,443	5.4	96,651,196	5.0	5,810,247	6.0	平成27年度
災 害 給 付	402,198	0.0	320,161	0.0	82,037	25.6	96,896,099
附 加 給 付	9,970,298	0.5	11,339,021	0.6	△ 1,368,723	△ 12.1	
老人保健拠出金	9,359	0.0	9,359	0.0	0	0.0	平成26年度
退職者給付拠出金	35,132,105	1.8	69,247,396	3.6	△ 34,115,291	△ 49.3	97,314,138
前期高齢者納付金	334,895,151	17.6	326,342,326	17.0	8,552,825	2.6	
後期高齢者支援金	331,643,386	17.4	320,814,838	16.7	10,828,548	3.4	
病床転換支援金	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	237,345,646	12.4	242,133,145	12.6	△ 4,787,500	△ 2.0	
小 計	1,772,752,192	92.9	1,783,531,072	93.0	△ 10,778,880	△ 0.6	
次年度繰越支払準備金	135,075,175	7.1	133,957,389	7.0	1,117,786	0.8	
合 計	1,907,827,367	100.0	1,917,488,461	100.0	△ 9,661,094	△ 0.5	

期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その(三) 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	平成27年度		平成26年度		増		減	
	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	増減率	1人当たりの額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	206,889,870	690,703	204,796,850	685,391	2,093,019	1.0	5,312	0.8
公立学校共済組合	601,209,412	620,119	602,931,577	621,384	△1,722,165	△0.3	△1,265	△0.2
警察共済組合	173,398,005	583,938	167,672,197	566,887	5,725,808	3.4	17,051	3.0
東京都職員共済組合	71,859,798	590,928	68,700,337	562,993	3,159,461	4.6	27,935	5.0
指定都市職員共済組合	106,988,456	628,386	114,551,938	673,257	△7,563,482	△6.6	△44,871	△6.7
市町村職員共済組合	589,332,547	610,782	602,233,935	622,114	△12,901,388	△2.1	△11,332	△1.8
都市職員共済組合	31,599,132	608,155	31,601,577	610,375	△2,445	0.0	△2,220	△0.4
合計	1,781,277,219	619,641	1,792,488,411	623,068	△11,211,192	△0.6	△3,427	△0.6

(注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金、負担金を含む。
 2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。

2 短期財源率の状況

平成27年度末現在の短期財源率の状況は、第6表のとおりである。

平成27年10月1日から標準報酬制が導入され、各共済組合において、毎月の標準報酬の月額と標準期末手当等に対して同一の掛金率及び負担金率を適用するよう短期財源率の算定が行われている。

第6表 短期財源率の状況

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

標準報酬の月額及び標準期末手当等に乗じる率 (%)

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	48.18	48.18	96.36	10.64	2.36	大阪市職員共済組合	48.00	48.00	96.00	10.80	1.60
公立学校共済組合	40.60	40.60	81.20	9.72	2.82	神戸市職員共済組合	46.00	46.00	92.00	10.60	3.00
警察共済組合	39.23	39.23	78.46	11.68	2.44	広島市職員共済組合	33.92	33.92	67.84	10.40	2.60
東京都職員共済組合	40.05	40.05	80.10	11.80	3.52	北九州市職員共済組合	46.29	46.29	92.58	11.12	3.24
札幌市職員共済組合	53.48	53.48	106.96	12.72	3.44	福岡市職員共済組合	45.00	45.00	90.00	11.44	2.48
川崎市職員共済組合	33.00	33.00	66.00	9.60	3.20	北海道都市職員共済組合	46.68	46.68	93.36	12.48	5.86
横浜市職員共済組合	37.76	37.76	75.52	10.08	1.52	仙台市職員共済組合	47.00	47.00	94.00	11.52	3.00
名古屋市職員共済組合	38.10	38.10	76.20	10.20	3.50	愛知県都市職員共済組合	45.64	45.64	91.28	10.72	5.04
京都市職員共済組合	41.00	41.00	82.00	10.40	2.68						

その（二） 市町村職員共済組合

標準報酬の月額及び標準期末手当等に乗じる率

(%)

区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	47.04	47.04	94.08	11.68	3.44	滋賀県	43.96	43.96	87.92	10.64	3.28
青森県	47.56	47.56	95.12	11.28	2.92	京都府	49.52	49.52	99.04	11.28	4.72
岩手県	48.40	48.40	96.80	11.68	1.84	大阪府	51.60	51.60	103.20	11.20	3.20
宮城県	48.40	48.40	96.80	11.76	3.20	兵庫県	46.20	46.20	92.40	10.96	3.48
秋田県	48.68	48.68	97.36	10.88	2.95	奈良県	50.40	50.40	100.80	12.24	3.80
山形県	44.40	44.40	88.80	10.64	3.76	和歌山県	49.44	49.44	98.88	11.52	4.00
福島県	47.00	47.00	94.00	10.40	3.12	鳥取県	49.00	49.00	98.00	11.28	5.80
茨城県	43.60	43.60	87.20	11.44	4.20	島根県	50.56	50.56	101.12	10.40	2.96
栃木県	44.48	44.48	88.96	11.12	4.24	岡山県	49.40	49.40	98.80	11.04	3.20
群馬県	48.00	48.00	96.00	11.44	3.74	広島県	46.40	46.40	92.80	11.64	2.40
埼玉県	44.80	44.80	89.60	11.36	4.00	山口県	51.04	51.04	102.08	11.20	4.32
千葉県	42.60	42.60	85.20	10.88	4.40	徳島県	47.00	47.00	94.00	11.04	3.60
東京都	38.64	38.64	77.28	10.88	4.80	香川県	47.00	47.00	94.00	10.88	4.80
神奈川県	43.00	43.00	86.00	10.88	3.44	愛媛県	50.40	50.40	100.80	12.00	4.00
新潟県	44.64	44.64	89.28	11.60	4.80	高知県	50.48	50.48	100.96	11.04	4.20
富山県	40.88	40.88	81.76	10.56	3.40	福岡県	48.64	48.64	97.28	11.44	3.00
石川県	47.52	47.52	95.04	10.64	4.72	佐賀県	45.00	45.00	90.00	10.80	2.40
福井県	46.72	46.72	93.44	10.72	4.24	長崎県	50.56	50.56	101.12	11.84	3.00
山梨県	48.00	48.00	96.00	11.20	3.60	熊本県	52.92	52.92	105.84	11.28	3.02
長野県	45.40	45.40	90.80	10.88	3.20	大分県	45.32	45.32	90.64	10.64	3.20
岐阜県	46.60	46.60	93.20	11.04	2.96	宮崎県	51.16	51.16	102.32	10.40	5.92
静岡県	43.80	43.80	87.60	10.72	2.00	鹿児島県	50.52	50.52	101.04	12.24	2.408
愛知県	43.60	43.60	87.20	12.00	3.76	沖縄県	54.40	54.40	108.80	11.92	3.78
三重県	47.56	47.56	95.12	11.04	3.60	平均	47.28	47.28	94.56	11.18	3.63

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

平成27年度の組合別受診率、1件当たり金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均16.56件（前年度と比較して0.1件減）、1件当たり金額については平均11,593円（同0.6%増）、1人当

たり金額については平均 237,978 円（同 0.6%増）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、46.2%（前年度 45.4%）となっている。これを組合別にみると、警察職員共済組合が 50.6%で最も高く、地方職員共済組合が 41.5%で最も低くなっている（第 10 表参照）。

(4) 給付実績

平成 27 年度の給付実績は、法定給付件数が 6,933 万件（ほかに附加給付 26 万件）、法定給付額が 8,238 億円（ほかに附加給付額 100 億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は 7,209 億円（法定給付全体の 87.5%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が 6,854 億円（同 83.2%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が 355 億円（同 4.3%）である。また、休業給付は 1,025 億円（同 12.4%）、災害給付は 4 億円（同 0.0%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付 42 億円（対前年度比 0.6%）増、休業給付 58 億円（同 6.0%）増、災害給付 1 億円（同 25.6%）増となっている（第 11 表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付 88 億円、休業給付 12 億円、合計 100 億円となっており、前年度と比較すると、全体で 14 億円（同 12.1%）減少している。これを給付別にみると、保健給付 2 億円（同 1.8%）減、休業給付 2 千万円（同 1.4%）減、結婚手当金 12 億円（同 100.0%）減となっている（第 12 表参照）。

第7表 法定給付の内容

(平成27年度末現在)

種 類	内 容
療 養 の 給 付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
入 院 時 食 事 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 ○ 基準額から標準負担額(1食につき360円)を控除した額
入 院 時 生 活 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定長期入院組員(65歳以上の療養病末入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 ○ 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,700円)を控除した額
保 険 外 併 用 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
家 族 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家 族 移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
高 額 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給 (70歳未満の者の高額療養費算定基準額) <li style="margin-left: 20px;">ア 組員が市町村住民税非課税者等である場合 35,400円 <li style="margin-left: 20px;">イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組員及びその被扶養者 57,600円 <li style="margin-left: 20px;">ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組員及びその被扶養者 80,100円+(医療費-267,000円)×1% <li style="margin-left: 20px;">エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組員及びその被扶養者 167,400円+(医療費-558,000円)×1% <li style="margin-left: 20px;">オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組員及びその被扶養者 252,600円+(医療費-842,000円)×1%
高 額 介 護 合 算 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給
出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が出産したとき ○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)
家 族 出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が出産したとき ○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)
埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 ○ 50,000円
家 族 埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が死亡したとき ○ 50,000円
傷 病 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、継続性の病気3年) ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2
出 産 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が出産したとき ○ 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあっては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間 ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2
休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者の病気又は負傷、組員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 ○ 所定の期間1日につき標準報酬の日額の100分の50
育 児 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が育児休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで) ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の50(育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67)
介 護 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が介護休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で3月を越えない期間) ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の40
弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬の月額
家 族 弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬月額の100分の70
災 害 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき ○ 損害の程度に応じ標準報酬月額の3月分～0.5月分

※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

その（二） 市町村職員共済組合

(平成 27 年度末現在)

区分 組合名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割合 ②/①	家族療養費基礎控除			家族訪問看護療養費 基礎控除			一部負担金払戻金 基礎控除			出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病 手当金						
				一	般	適用月	上	位	一	般	適用月	上						位	一	般	適用月	上	位
				円	円	円	円	円	円	円	円	円						円	円	円	円	円	円
北海道	11,053,670	91,119	0.82	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
青森	5,856,847	50,483	0.86	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
岩手	4,188,498	26,806	0.64	25,000	4	40,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000											
宮城	5,113,526	36,061	0.71	25,000	4	40,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	50							
秋田	4,416,265	31,434	0.71	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			20	20							
山形	4,475,821	36,541	0.82	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	30	6						
福島	6,223,869	41,865	0.67	25,000	4	40,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	50							
茨城	6,913,601	60,841	0.88	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	30	30	50	50							
栃木	4,689,715	31,755	0.68	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
群馬	5,481,169	38,790	0.71	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	10	10	50	50							
埼玉	16,078,328	158,195	0.98	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	20	20	50	50							
千葉	15,203,878	150,278	0.99	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	20	20	50	50	6						
東京	7,888,525	58,087	0.74	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	20	20	50	50							
神奈川	9,015,475	69,383	0.77	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	5	5	50	50							
新潟	7,040,035	40,754	0.58	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
富山	3,392,019	19,395	0.57	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
石川	3,668,371	24,567	0.67	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
福井	2,391,719	13,364	0.56	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
山梨	3,008,231	17,329	0.58	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
長野	7,196,000	72,956	1.01	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
岐阜	6,406,625	37,311	0.58	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000			50	50							
静岡	9,844,363	93,226	0.95	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000	30	30	50	50							
愛知	6,338,710	33,834	0.53	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000			50	50							
三重	5,359,840	45,478	0.85	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
滋賀	4,575,283	30,074	0.66	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
京都	3,864,780	26,267	0.68	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000			50	50							
大阪	15,596,391	175,966	1.13	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	20	20	50	50	6						
兵庫	11,488,424	97,755	0.85	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000	25,000	10	50,000	20	20	30	30							
奈良	4,454,621	31,121	0.70	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
和歌山	3,835,337	28,119	0.73	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			30	30							
鳥取	2,031,434	13,386	0.66	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
島根	3,118,002	21,163	0.68	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50	6						
岡山	5,310,335	36,610	0.69	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
広島	5,581,936	35,044	0.63	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			30	30							
山口	4,937,136	39,708	0.80	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			30	30							
徳島	2,910,316	20,087	0.69	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
香川	2,996,399	22,763	0.76	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			30	30	6						
愛媛	4,411,592	34,368	0.78	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
高知	3,052,989	19,450	0.64	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
福岡	7,120,722	43,787	0.61	25,000	8	50,000	25,000	8	50,000	25,000	8	50,000											
佐賀	2,714,928	18,711	0.69	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
長崎	4,273,133	44,150	1.03	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
熊本	6,675,675	64,749	0.97	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
大分	3,615,476	22,971	0.64	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
宮崎	3,195,147	24,716	0.77	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000			50	50							
鹿児島	5,974,410	50,335	0.84	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
沖縄	4,464,740	42,814	0.96	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000	25,000	4	50,000											
合計	277,444,309	2,223,965	0.80	25,000		49,362	25,000		49,362	25,000		49,362											

- (注) 1. 家族療養費附加金及び一部負担金払戻金の基礎控除額の支給率は、100%である。
 2. 傷病手当金附加金は、法定給付期間満了後の支給期間の延長月数である。
 3. 「法定給付総額」及び「附加給付総額」欄は、各組合毎に千円未満の端数処理を行った。

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

その(一) 組合別

区分 組合名	受診率			1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員 1人当たり	被扶養者 組合員1人当たり	被扶養者 1人当たり	組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり	合計	組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり	合計	
地方職員共済組合	8.16 (8.16)	8.76 (9.00)	8.33 (8.30)	10,830 (10,728)	12,285 (12,049)	11,583 (11,420)	113,586 (111,790)	131,218 (131,656)	124,824 (121,452)	244,805 (243,446)
公立学校共済組合	9.04 (9.05)	6.81 (6.89)	8.33 (8.23)	10,269 (10,198)	12,559 (12,049)	11,253 (11,153)	117,240 (115,880)	103,330 (102,978)	126,510 (123,038)	220,570 (218,858)
警察共済組合	6.78 (6.86)	11.61 (11.47)	8.97 (8.85)	11,324 (11,097)	11,738 (11,652)	11,585 (11,444)	96,083 (95,225)	164,959 (161,001)	127,433 (124,258)	261,042 (256,226)
東京都職員共済組合	8.88 (8.89)	7.21 (7.23)	9.20 (9.05)	10,360 (10,282)	12,121 (11,950)	11,149 (11,030)	121,090 (119,758)	108,295 (106,999)	138,099 (133,829)	229,385 (226,757)
指定都市職員共済組合	8.66 (8.61)	9.04 (9.12)	8.68 (8.54)	10,959 (10,954)	12,719 (12,690)	11,858 (11,847)	122,294 (120,515)	138,917 (139,347)	133,414 (130,500)	261,211 (259,862)
市町村職員共済組合	8.04 (8.09)	8.45 (8.54)	8.47 (8.44)	10,944 (10,964)	12,860 (12,848)	11,926 (11,932)	112,039 (111,755)	131,496 (131,994)	131,804 (130,405)	243,536 (243,750)
都市職員共済組合	7.94 (7.96)	8.07 (8.16)	8.80 (8.74)	10,716 (10,752)	12,615 (12,684)	11,673 (11,730)	108,967 (108,521)	123,447 (124,736)	134,596 (133,585)	232,414 (233,257)
平均	8.33 (8.36)	8.23 (8.30)	8.53 (8.45)	10,688 (10,637)	12,508 (12,419)	11,593 (11,525)	113,241 (112,250)	124,737 (124,399)	129,262 (126,608)	237,978 (236,649)

(注) 1. () 内の数は、平成26年度の実績である。

2. 「受診率」及び「1件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時生活療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。

3. 「1人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

4. 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受 診 率				1 件 当 た り 金 額			1 人 当 た り 金 額			
	組合員	被扶養者		合 計	組合員	被 扶 養 者	合 計	組合員	被扶養者		合 計
		組合員 1 人 当たり	被扶養 者1人 当たり						組合員 1 人 当たり	被扶養 者1人 当たり	
件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円	
北海道	7.02	7.43	7.34	14.46	12,846	15,260	14,087	117,596	137,250	135,542	254,846
青森県	7.72	8.60	8.43	16.32	11,733	13,587	12,710	119,027	147,127	144,128	266,153
岩手県	8.01	8.49	8.27	16.50	10,756	13,428	12,131	111,861	138,793	135,168	250,654
宮城県	8.28	7.95	8.67	16.23	10,450	12,392	11,401	113,871	123,083	134,235	236,954
秋田県	8.01	9.05	8.85	17.06	10,893	13,543	12,299	118,735	154,174	150,821	272,909
山形県	8.17	8.50	9.18	16.67	10,208	12,691	11,474	107,288	133,071	143,604	240,359
福島県	7.98	8.98	9.01	16.96	10,449	12,391	11,478	108,837	138,364	138,791	247,202
茨城県	8.07	8.10	8.31	16.17	10,947	11,918	11,434	114,699	118,622	121,654	233,322
栃木県	8.43	8.57	9.07	17.01	10,542	12,575	11,567	111,162	130,056	137,643	241,217
群馬県	7.63	8.74	9.03	16.37	10,387	11,462	10,961	98,354	119,546	123,596	217,901
埼玉県	8.41	8.54	9.03	16.95	10,541	12,049	11,300	114,165	125,622	132,794	239,787
千葉県	8.33	7.39	8.65	15.72	10,235	12,626	11,359	111,477	114,812	134,315	226,289
東京都	8.71	7.00	8.80	15.70	10,124	12,113	11,010	115,881	105,072	132,155	220,953
神奈川県	8.23	8.65	8.53	16.89	9,980	11,961	10,995	110,068	128,099	126,212	238,167
新潟県	7.81	7.68	7.99	15.49	10,883	12,954	11,909	108,504	123,873	128,978	232,377
富山県	7.66	5.64	8.49	13.30	11,363	13,103	12,101	106,213	86,180	129,769	192,393
石川県	7.18	6.50	7.76	13.68	11,978	14,660	13,252	106,002	111,921	133,641	217,924
福井県	7.26	6.56	7.87	13.82	11,980	13,333	12,622	105,407	99,694	119,612	205,101
山梨県	7.57	8.12	8.63	15.69	11,215	14,238	12,779	107,513	139,426	148,184	246,940
長野県	7.40	7.17	7.52	14.57	10,356	14,059	12,178	98,522	120,748	126,655	219,270
岐阜県	7.90	9.09	9.28	16.99	10,717	11,722	11,255	105,748	127,785	130,499	233,534
静岡県	7.67	7.75	8.38	15.42	10,551	11,853	11,205	102,782	113,556	122,698	216,337
愛知県	8.06	8.09	9.47	16.15	9,776	11,898	10,839	98,072	114,968	134,605	213,039
三重県	8.56	8.30	8.64	16.85	9,971	11,850	10,896	108,257	118,282	123,229	226,539
滋賀県	7.64	7.27	7.85	14.91	10,644	13,445	12,009	103,622	117,979	127,453	221,601
京都府	8.06	8.14	8.02	16.20	11,374	13,995	12,692	111,757	131,963	129,998	243,720
大阪府	8.89	9.33	8.76	18.21	10,765	13,168	11,995	118,993	145,399	136,608	264,392
兵庫県	8.27	9.13	8.56	17.39	11,009	12,806	11,952	115,401	140,467	131,739	255,868
奈良県	8.81	9.23	8.56	18.04	12,515	14,334	13,446	131,580	152,563	141,439	284,144
和歌山県	8.43	9.12	8.80	17.55	10,413	12,484	11,489	107,150	132,532	127,993	239,682
鳥取県	7.60	8.39	8.19	15.99	10,094	13,481	11,871	98,953	138,208	134,828	237,160
島根県	7.48	8.99	8.01	16.48	12,097	14,210	13,250	114,342	152,240	135,553	266,582
岡山県	8.11	9.66	8.88	17.76	10,876	11,712	11,331	107,348	133,824	123,114	241,172
広島県	8.13	8.33	7.97	16.47	11,606	13,013	12,318	121,833	132,166	126,447	253,999
山口県	8.00	9.18	8.30	17.18	11,648	12,968	12,353	121,124	146,783	132,724	267,907
徳島県	8.82	9.12	9.53	17.94	11,173	14,120	12,671	121,337	153,492	160,471	274,829
香川県	8.17	8.25	9.17	16.42	11,305	13,129	12,221	116,250	127,646	141,839	243,895
愛媛県	7.92	9.80	8.49	17.72	11,225	12,877	12,138	109,538	149,087	129,128	258,625
高知県	7.72	7.81	8.18	15.53	11,525	15,028	13,286	113,137	139,632	146,234	252,769
福岡県	8.34	9.58	8.58	17.92	12,264	12,853	12,579	124,624	146,615	131,377	271,239
佐賀県	8.38	9.39	8.46	17.77	11,258	12,327	11,823	122,033	141,759	127,636	263,792
長崎県	7.92	9.90	8.12	17.82	11,234	12,204	11,773	112,427	146,568	120,176	258,995
熊本県	8.07	9.82	8.72	17.89	11,695	13,559	12,718	118,972	161,134	143,030	280,106
大分県	7.51	9.10	7.94	16.60	12,061	12,772	12,451	112,263	139,716	121,888	251,979
宮崎県	7.56	9.14	7.84	16.70	12,116	12,293	12,213	116,204	138,220	118,579	254,424
鹿児島県	7.79	11.02	8.04	18.81	11,469	12,717	12,200	113,886	166,639	121,542	280,525
沖縄県	7.51	9.27	7.18	16.78	11,526	14,603	13,226	108,475	161,588	125,125	270,062
平均	8.04	8.45	8.47	16.50	10,944	12,860	11,926	112,039	131,496	131,804	243,536

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分 組合名	掛金+負担金		法定給付		収入に対する 法定給付 の割合
	千円	円	千円	円	
地方職員共済組合	206,889,870	690,703	85,839,900	286,577	41.5 (41.5)
公立学校共済組合	601,209,412	620,119	273,237,211	281,831	45.4 (44.4)
警察共済組合	173,398,005	583,938	87,658,975	295,202	50.6 (50.8)
東京都職員共済組合	71,859,798	590,928	33,099,449	272,188	46.1 (47.6)
指定都市職員共済組合	106,988,456	628,386	51,655,229	303,392	48.3 (44.6)
市町村職員共済組合	589,332,547	610,782	277,444,309	287,542	47.1 (46.0)
都市職員共済組合	31,599,132	608,155	14,821,174	285,247	46.9 (46.6)
合 計	1,781,277,219	619,641	823,756,248	286,555	46.2 (45.4)

(注) 1. 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。
 2. 割合の()内の数は、平成26年度の実績である。

第11表 法定給付の給付実績

区分 給付別	平成27年度		平成26年度		増		減	
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	68,784,725	720,892,608	69,079,289	716,673,630	△ 294,564	△ 0.4	4,218,978	0.6
内訳								
医療費	68,694,723	685,389,742	68,991,571	681,929,812	△ 296,848	△ 0.4	3,459,930	0.5
その他	90,002	35,502,866	87,718	34,743,818	2,284	2.6	759,048	2.2
休業給付	547,903	102,461,443	524,376	96,651,196	23,527	4.5	5,810,247	6.0
災害給付	629	402,198	465	320,161	164	35.3	82,037	25.6
合 計	69,333,257	823,756,248	69,604,130	813,644,987	△ 270,873	△ 0.4	10,111,261	1.2

第 12 表 附加給付の給付実績

区分 給付別	平成 27 年度		平成 26 年度		増		減	
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保健給付	250,163	8,790,405	258,008	8,951,089	△ 7,845	△ 3.0	△ 160,684	△ 1.8
休業給付	5,188	1,179,893	5,031	1,196,892	157	3.1	△ 16,999	△ 1.4
災害給付	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
入院附加金	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
結婚手当金	0	0	21,383	1,191,040	△ 21,383	△ 100.0	△ 1,191,040	△ 100.0
合計	255,351	9,970,298	284,422	11,339,021	△ 29,071	△ 10.2	△ 1,368,723	△ 12.1

〔Ⅲ〕 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和 42 年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約 3 年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和 44 年 10 月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和 44 年 12 月に財源率の再計算を実施（昭和 45 年 1 月から適用）し、その後、昭和 49 年 12 月、昭和 54 年 12 月、昭和 59 年 12 月、平成元年 12 月、平成 6 年 12 月及び平成 11 年 12 月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成 8 年 12 月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成 2 年 4 月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成 21 年 9 月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成 26 年 9 月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成 27 年 10 月から段階的に引き上げていくことが法定化された。(第 13 表その (一) 参照)。

平成 24 年 11 月 26 日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 97 号) により設けられた、退職等年金分掛金に係る財源率にあつては地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされた。(第 13 表その (二) 参照)。

第 13 表 その (一) 長期財源率の状況

(平成 27 年度末現在)

区 分	保険料率 (千分率)		
	保 険 料 率	被保険者負担分	事業主負担分
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号) 附則第84条で定める率	172.78	86.39	86.39

第13表 その(二) 退職等年金給付財源率の状況

(平成27年度末現在)

区 分	退職等年金給付の財源率(千分率)		
	合 計	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金の割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金の割合
地方公務員等共済組合法第114条第3項の地方公務員共済組合連合会の定款において定める率	15.0	7.5	7.5

2 収入の状況

平成27年度における長期給付の経理は、被用者年金制度の一元化により平成27年9月までの長期経理を平成27年10月から厚生年金保険経理及び経過的長期経理が継承することになり、加えて新たな公務員年金制度としての年金給付の制度である退職等年金給付に対応するための退職等年金経理が設けられた。

各経理における収入は、地方公共団体の負担金(追加費用及び払込金を含む。)及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金、信託の運用益が主なものである。

平成27年度9月までの長期経理の負担金収入は1兆6,493億円、掛金収入は7,664億円、利息及び配当金収入は8,059億円で、この三科目の計は3兆2,216億円となり、基礎年金交付金768億円、財政調整拠出金577億円及びその他の収入(償還差益、財産処分益等)33億円を含めた収入全体の計は3兆3,593億円となっている(第14-1表その(二)参照)。

平成27年度10月からの厚生年金保険経理の負担金収入は1兆1,789億円、掛金収入は7,996億円、利息及び配当金収入は12億円、信託の

運用益は 3,048 億円で、この四者の計は 2 兆 2,844 億円となり、基礎年金交付金 779 億円、厚生年金交付金 1 兆 6,598 億円、財政調整拠出金 35 億円及びその他の収入（償還差益、財産処分益等）14 億円を含めた収入全体の計は 4 兆 270 億円となっている（第 14-2 表その（二）参照）。

退職等年金経理の負担金収入は 694 億円、掛金収入は 696 億円、利息及び配当金収入は 2 千万円、信託の運用益は 6 千万円で、この四科目の計は 1,391 億円となり、その他の収入（償還差益、財産処分益等）3 万円を含めた収入全体の計は 1,391 億円となっている（第 14-3 表その（二）参照）。

経過的長期経理の負担金収入は 26 億円、利息及び配当金収入は 88 億円、信託の運用益は 3,964 億円で、この三科目の計は 4,078 億円となり、その他の収入（償還差益、財産処分益等）59 億円を含めた収入全体の計は 4,137 億円となっている（第 14-4 表その（二）参照）。

3 給付の状況

平成 27 年度の厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算の給付額は、全体で 120 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、老齢厚生年金が 76.2%、旧職域加算退職給付が 14.8%、障害厚生年金が 0.1%、遺族厚生年金が 8.2%、旧職域加算遺族給付が 0.7%、となっている（第 15 表（その一）参照）。退職等年金給付の給付額は、全体で 18 万円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、終身退職年金が 0.7%、有期退職年金（240 月）が 0.2%、有期退職年金（120 月）0.3%、有期退職年金に代わる一時金が 61.3%、遺族に対する一時金が 37.5%となっている（第 15 表（その二）参照）。平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付額は、全体で 4 兆 4,049 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、退職共済年金が 69.5%、障害共済年金が 0.6%、遺族共済年金が 17.4%、退職年金が 9.7%、減額退職年金が 0.5%、通算退

職年金が 0.2%、障害年金が 0.2%、遺族年金が 1.6%となっている（第 15 表（その三）参照）。

次に平成 27 年度末現在における年金の種類別受給権者の状況をみると、厚生年金受給権者の総数は、97,507 人で老齢厚生年金の受給権者は、90,303 人、障害厚生年金が 72 人、遺族厚生年金が 7,132 人となっている。旧共済制度年金受給権の総数は、2,957,609 人で退職共済年金の受給権者は、2,060,703 人、障害共済年金が 45,964 人、遺族共済年金が 582,051 人で昭和 61 年 3 月 31 日以前に給付事由が生じた年金である退職年金が 177,392 人、障害年金が 6,172 人、遺族年金が 61,727 人、減額退職年金が 13,556 人、通算退職年金が 9,227 人、通算遺族年金が 817 人となっている。（第 16 表参照）

第14-1表 長期経理の収支状況（平成27年4月から9月まで）

その（一） 組合別収支状況

組合名	収 入 (A)				
	平成27年度	(参考) 平成26年度	増	減	増減率
	千円	千円	千円		%
地方公務員共済組合連合会	1,330,317,607	2,345,689,779			
地方職員共済組合	302,424,831	549,199,418			
公立学校共済組合	1,066,471,167	1,958,469,662			
警察共済組合	311,142,815	585,174,037			
東京都職員共済組合	107,364,269	217,280,210			
指定都市職員共済組合	164,246,017	310,562,352			
全国市町村職員共済組合連合会	914,143,889	1,746,939,797			
合 計	4,196,110,595	7,713,315,255			

(注) 1. 収入額については前年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金、
ていない。

2. 地方公務員共済組合連合会の数値は、連合会単独の経理単位のものであり、基礎年金拠出金経理

その（二） 費用別収支状況

区 分 費 目	収				入	
	平成27年度		(参考) 平成26年度		増	減
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	1,649,320,884	4.0	2,912,842,106	6.6		
（うち追加費用）	(511,085,582)	(1.2)	(646,772,273)	1.5		
掛 金	766,383,533	1.9	1,544,659,926	3.5		
利息及び配当金	805,875,963	2.0	1,462,917,387	3.3		
基礎年金交付金	76,750,452	0.2	169,793,521	0.4		
年金保険者拠出金還付金	0	0.0	0	0.0		
財政調整拠出金	57,715,378	0.1	6,892,149	0.0		
そ の 他	3,274,523	0.0	8,788,980	0.0		
小 計	3,359,320,733	8.2	6,105,894,069	13.8		
組 合 払 込 金	12,055,310	0.0	7,587,527	0.0		
連 合 会 交 付 金	4,544,000	0.0	8,611,000	0.0		
組 合 交 付 金 返 還 金	626,172	0.0	0	0.0		
連 合 会 払 込 金 返 還 金	0	0.0	0	0.0		
基礎年金拠出金負担金	742,813,927	1.8	1,421,429,187	3.2		
基礎年金交付金連合会交付金	76,750,452	0.2	169,793,472	0.4		
前年度繰越支払準備金	18,264	0.0	29,477	0.0		
前年度繰越長期給付積立金	36,993,793,619	89.8	36,680,282,057	82.6		
前年度繰越基礎年金拠出金	98	0.0	89	0.0		
負 担 金 充 当 金						
合 計	41,189,922,575	100.0	44,393,626,877	100.0		

(注) 1. 負担金には払込金を含む。

2. 収入額の前年度繰越長期給付積立金及び支出額の次年度繰越長期給付積立金には、地方公務員共

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)		
平 成 27 年 度	(参考) 平成26年度	増	減	増 減 率	平 成 27 年 度	(参考) 平成26年度
千円	千円	千円	千円	%	千円	千円
828,290,887	1,609,099,743				502,026,720	736,590,036
346,539,896	685,415,505				△ 44,115,065	△ 136,216,087
1,079,097,550	2,131,385,553				△ 12,626,383	△ 172,915,891
279,227,082	533,291,327				31,915,734	51,882,710
142,834,718	279,688,470				△ 35,470,448	△ 62,408,260
188,652,516	370,127,030				△ 24,406,499	△ 59,564,678
923,000,436	1,790,807,269				△ 8,856,548	△ 43,867,472
3,787,643,085	7,399,107,901				408,467,510	314,207,354

また、支出額には次年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金は含まれ
を含む。

区 分 費 目	支				出	
	平成27年度		(参考) 平成26年度		増	減
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退 職 給 付	1,764,173,150	4.3	3,482,480,090	7.8		
障 害 給 付	16,453,538	0.0	33,228,932	0.1		
遺 族 給 付	420,492,529	1.0	835,645,557	1.9		
短期在留脱退一時金	2,735	0.0	16,282	0.0		
恩給組合条例給付	224,950	0.0	515,899	0.0		
旧市町村共済法給付	51,774	0.0	108,422	0.0		
基礎年金拠出金	742,814,025	1.8	1,421,429,227	3.2		
年金保険者拠出金	3,612,203	0.0	7,969,304	0.0		
財政調整拠出金	0	0.0	0	0.0		
信託の運用損	0	0.0	0	0.0		
その他	3,735,317	0.0	10,293,002	0.0		
小 計	2,951,560,220	7.2	5,791,686,715	13.0		
連 合 会 払 込 金	11,348,314	0.0	8,294,523	0.0		
組 合 交 付 金	4,544,000	0.0	8,611,000	0.0		
連 合 会 交 付 金 返 還 金	626,172	0.0	0	0.0		
組 合 払 込 金 返 還 金	0	0.0	0	0.0		
基礎年金拠出金負担金	742,813,927	1.8	1,421,429,187	3.2		
基礎年金交付金支払金	76,750,452	0.2	169,793,472	0.4		
次年度繰越支払準備金	2,130	0.0	18,264	0.0		
次年度繰越長期給付積立金	37,402,277,360	90.8	36,993,793,619	83.3		
次年度繰越基礎年金拠出金	0	0.0	98	0.0		
負 担 金 充 当 金	0	0.0	98	0.0		
合 計	41,189,922,575	100.0	44,393,626,877	100.0		

済組合連合会の長期給付積立金を含む。

第14-2表 厚生年金保険経理の収支状況（平成27年10月から平成28年3月まで）

その（一） 組合別収支状況

組合名	収 入 (A)				
	平成27年度	平成 年度	増	減	増減率
	千円	千円	千円		%
地方公務員共済組合連合会	4,246,787,959				
地方職員共済組合	438,238,796				
公立学校共済組合	1,301,883,686				
警察共済組合	393,415,418				
東京都職員共済組合	187,028,410				
全国市町村職員共済組合連合会	1,550,414,094				
合 計	8,117,768,363				

- (注) 1. 指定都市職員共済組合の長期給付事業は、平成27年10月1日から全国市町村職員共済組合連合会で一元的
 2. 収入額については前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金、同厚生年金拠出金負担金充当金、同基礎年金同基礎年金拠出金充当金は含まれていない。

その（二） 費用別収支状況

区 分	収 入					
	平成27年度		平成 年度		増 減	
費 目	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	1,178,883,328	4.5				
(うち追加費用)	(1,421,730)	(0.0)				
組 合 員 保 険 料	799,581,653	3.0				
厚 生 年 金 交 付 金	1,659,763,751	6.3				
基 礎 年 金 交 付 金	77,920,700	0.3				
財 政 調 整 拠 出 金 受 入 金	3,459,000	0.0				
利 息 及 び 配 当 金	1,197,988	0.0				
信 託 の 運 用 益	304,786,802	1.2				
そ の 他	1,365,490	0.0				
小 計	4,026,958,712	15.2				
組 合 払 込 金	1,822,477	0.0				
連 合 会 交 付 金	0	0.0				
組 合 交 付 金 返 還 金	0	0.0				
連 合 会 払 込 金 返 還 金	0	0.0				
厚 生 年 金 交 付 金 (連 合 会 交 付 金)	1,659,763,751	6.3				
厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金	1,623,801,613	6.1				
基 礎 年 金 交 付 金 (連 合 会 交 付 金)	77,920,700	0.3				
基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金	727,501,110	2.8				
前年度繰越厚生年金保険給付 組 合 積 立 金	18,310,070,600	69.3				
前年度繰越厚生年金拠出金 負 担 金 充 当 金	0	0.0				
前年度繰越基礎年金拠出金 負 担 金 充 当 金	0	0.0				
合 計	26,427,838,963	100.0				

- (注) 1. 負担金には、払込金を含む。
 2. 収入額の前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金及び支出額の次年度繰越厚生年金保険給

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)		
平成 27 年 度	平成 年 度	増	減	増 減 率	平成 27 年 度	平成 年 度
千円	千円	千円	千円	%	千円	千円
4,170,573,036					76,214,922	0
484,414,874					△ 46,176,078	0
1,529,802,941					△ 227,919,255	0
391,494,109					1,921,308	0
202,332,022					△ 15,303,612	0
1,629,945,402					△ 79,531,308	0
8,408,562,386					△ 290,794,023	0

に行っている。

拠出金負担金充当金また、支出額には次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金、同厚生年金拠出金負担金充当金、

区 分	支 出					
	平成27年度		平成 年 度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
費 目	千円	%	千円	%	千円	%
老 齢 厚 生 給 付	9,170,785	0.0				
退 職 共 済 給 付	1,559,682,155	5.9				
障 害 厚 生 給 付	6,872	0.0				
障 害 共 済 給 付	14,936,056	0.1				
遺 族 厚 生 給 付	776,463	0.0				
遺 族 共 済 給 付	370,944,928	1.4				
短 期 在 留 脱 退 一 時 金	2,979	0.0				
厚 生 年 金 拠 出 金	1,623,801,613	6.1				
基 礎 年 金 拠 出 金	727,501,110	2.8				
財 政 調 整 拠 出 金	0	0.0				
信 託 の 運 用 損	7,867,075	0.0				
そ の 他	3,062,699	0.0				
小 計	4,317,752,736	16.3				
連 合 会 払 込 金	1,822,477	0.0				
組 合 交 付 金	0	0.0				
連 合 会 交 付 金 返 還 金	0	0.0				
組 合 払 込 金 返 還 金	0	0.0				
厚 生 年 金 交 付 金 支 払 金	1,659,763,751	6.3				
厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金	1,623,801,613	6.1				
基 礎 年 金 交 付 金 支 払 金	77,920,700	0.3				
基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金	727,501,110	2.8				
次 年 度 繰 越 厚 生 年 金 保 険 給 付 組 合 積 立 金	18,019,276,577	68.2				
次 年 度 繰 越 厚 生 年 金 拠 出 金 負 担 金 充 当 金	0	0.0				
次 年 度 繰 越 基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金 充 当 金	0	0.0				
合 計	26,427,838,963	100.0				

付組合積立金には地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整積立金を含む。

第14-3表 退職等年金経理の収支状況（平成27年10月から平成28年3月まで）

その（一） 組合別収支状況

組合名	収 入 (A)				
	平成27年度	平成 年度	増	減	増減率
	千円	千円	千円		%
地方公務員共済組合連合会	6,955,210				
地方職員共済組合	15,318,658				
公立学校共済組合	47,754,594				
警察共済組合	15,745,042				
東京都職員共済組合	6,408,266				
全国市町村職員共済組合連合会	53,840,599				
合 計	146,022,368				

(注) 1. 指定都市職員共済組合の長期給付事業は、平成27年10月1日から全国市町村職員共済組合連合会で一元的
 2. 収入額については前年度繰越退職等年金給付組合積立金また、支出額には次年度繰越退職等年金給付組合

その（二） 費用別収支状況

区 分	収		入			
	平成27年度		平成 年度		増	減
費 目	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	69,368,599	47.5				
（うち追加費用）	—	—				
掛 金	69,618,508	47.7				
財政調整拠入金受入金	0	0.0				
利息及び配当金	18,215	0.0				
信託の運用益	63,713	0.0				
そ の 他	33	0.0				
小 計	139,069,068	95.2				
連合会払込金返還金	0	0.0				
組合払込金	6,953,300	4.8				
組合交付金返還金	0	0.0				
連合会交付金	0	0.0				
前年度繰越退職等年金給付組合積立金	0	0.0				
合 計	146,022,368	100.0				

(注) 1. 負担金には、払込金を含む。

支 出 (B)					過 不 足 額 (A) - (B)	
平成 27 年 度	平成 年 度	増	減	増 減 率	平成 27 年 度	平成 年 度
千円	千円	千円	千円	%	千円	千円
522,320					6,432,890	0
985,807					14,332,851	0
2,956,753					44,797,841	0
942,941					14,802,101	0
451,966					5,956,300	0
2,972,978					50,867,621	0
8,832,765					137,189,603	0

に行っている。

積立金は含まれていない。

区 分 費 目	支 出					
	平成27年度		平成 年 度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退 職 等 給 付	176	0.0				
公 務 障 害 給 付	0	0.0				
公 務 遺 族 給 付	0	0.0				
財 政 調 整 抛 出 金	0	0.0				
信 託 の 運 用 損 益	0	0.0				
そ の 他	1,879,288	1.3				
小 計	1,879,465	1.3				
連 合 会 交 付 金 返 還 金	0	0.0				
連 合 会 払 込 金	6,953,300	4.8				
組 合 払 込 金 返 還 金	0	0.0				
組 合 交 付 金	0	0.0				
次 年 度 繰 越 退 職 等 年 金 給 付 金	137,189,603	94.0				
組 合 積 立 金						
合 計	146,022,368	100.0				

第14-4表 経過的長期経理の収支状況（平成27年10月から平成28年3月まで）

その（一） 組合別収支状況

組合名	収 入 (A)			
	平成27年度	平成 年度	増	減 増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	159,105,788			
地方職員共済組合	17,959,180			
公立学校共済組合	95,025,413			
警察共済組合	37,913,493			
東京都職員共済組合	5,674,305			
全国市町村職員共済組合連合会	113,029,641			
合 計	428,707,819			

(注) 1. 指定都市職員共済組合の長期給付事業は、平成27年10月1日から全国市町村職員共済組合連合会で一元的
 2. 収入額については前年度繰越経過の長期給付組合積立金また、支出額には次年度繰越経過の長期給付組合

その（二） 費用別収支状況

区 分 費 目	収 入					
	平成27年度		平成 年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金 (うち追加費用)	2,616,719	0.0				
利 息 及 び 配 当 金	8,818,870	0.0				
信 託 の 運 用 益	396,425,639	2.0				
そ の 他	5,885,338	0.1				
小 計	413,746,567	2.1				
連 合 会 払 込 金 返 還 金	0	0.0				
組 合 払 込 金	14,961,252	0.1				
組 合 交 付 金 返 還 金	0	0.0				
連 合 会 交 付 金	0	0.0				
前年度繰越経過の長期給付 組 合 積 立 金	19,092,208,891	97.8				
合 計	19,520,916,710	100.0				

(注) 1. 負担金には、払込金を含む。
 2. 収入額の前年度経過の長期給付組合積立金及び支出額の次年度繰越経過の長期給付組合積立金には

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
平成 27 年 度	平成 年 度	増 減	増 減 率	平成 27 年 度	平成 年 度
千円	千円	千円	%	千円	千円
50,436				159,055,352	0
30,527,139				△ 12,567,960	0
91,494,116				3,531,297	0
34,884,633				3,028,860	0
12,435,507				△ 6,761,202	0
97,022,824				16,006,817	0
266,414,655				162,293,164	0

に行っている。
積立金は含まれていない。

区 分 費 目	支 出					
	平成27年度		平成 年 度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退 職 共 済 給 付	195,950,170	1.0				
障 害 共 済 給 付	2,927,470	0.0				
遺 族 共 済 給 付	48,840,977	0.3				
恩 給 組 合 条 例 給 付	206,697	0.0				
旧 市 町 村 共 済 法 給 付	49,835	0.0				
信 託 の 運 用 損	2,265,867	0.0				
そ の 他	1,212,386	0.0				
小 計	251,453,403	1.3				
連 合 会 交 付 金 返 還 金	0	0.0				
連 合 会 払 込 金	14,961,252	0.1				
組 合 払 込 金 返 還 金	0	0.0				
組 合 交 付 金	0	0.0				
次 年 度 繰 越 経 過 的 長 期 給 付 組 合 積 立 金	19,254,502,055	98.6				
合 計	19,520,916,710	100.0				

地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

その（一） 厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

（平成 27 年度末現在）

区分 年金の種類	給付 件数	給付 金額	1 件当たり 金額	給付金額 の割合
	件	千円	円	%
老 齢 厚 生 年 金	65,699	9,170,785	139,588	76.2
	(—)	(—)	(—)	(—)
旧 職 域 加 算 退 職 給 付	62,326	1,781,817	28,589	14.8
	(—)	(—)	(—)	(—)
障 害 厚 生 年 金	39	7,151	183,357	0.1
	(—)	(—)	(—)	(—)
旧 職 域 加 算 障 害 給 付	11	296	26,947	0.0
	(—)	(—)	(—)	(—)
遺 族 厚 生 年 金	5,202	983,758	189,112	8.2
	(—)	(—)	(—)	(—)
旧 職 域 加 算 遺 族 給 付	5,024	87,874	17,491	0.7
	(—)	(—)	(—)	(—)
障 害 手 当 金	0	0	0	0.0
	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計	138,301	12,031,682	86,996	100.0
	(—)	(—)	(—)	(—)

（注）（ ）内の数は、平成 26 年度の実績である。

その（二） 退職等年金給付

（平成 27 年度末現在）

区分 年金の種類	給付 件数	給付 金額	1 件当たり 金額	給付金額 の割合
	件	千円	円	%
退職年金				
終身退職年金	28	1	44	0.7
	(-)	(-)	(-)	(-)
有期退職年金（240月）	12	0	33	0.2
	(-)	(-)	(-)	(-)
有期退職年金（120月）	6	1	96	0.3
	(-)	(-)	(-)	(-)
有期退職年金に代わる一時金	11	108	9,836	61.3
	(-)	(-)	(-)	(-)
公務障害年金	0	0	0	0.0
	(-)	(-)	(-)	(-)
公務遺族年金	0	0	0	0.0
	(-)	(-)	(-)	(-)
遺族に対する一時金	21	66	3,148	37.5
	(-)	(-)	(-)	(-)
整理退職一時金	0	0	0	0.0
	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	78	176	2,263	100.0
	(-)	(-)	(-)	(-)

（注）（ ）内の数は、平成 26 年度の実績である。

その（三） 平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による
給付等に係る給付

（平成 27 年度末現在）

年金の種類	区分	給付 件数	給付 金額	1 件当たり 金額	給付金額 の割合
		件	千円	円	%
退職共済年金		12,495,982	3,063,268,506	245,140	69.5
		(11,958,746)	(2,972,059,827)	(248,526)	(68.3)
退職年金		1,106,301	426,327,355	385,363	9.7
		(1,239,056)	(479,549,830)	(387,028)	(11.0)
減額退職年金		82,737	21,615,958	261,261	0.5
		(87,027)	(22,963,201)	(263,863)	(0.5)
通算退職年金		59,081	6,837,971	115,739	0.2
		(68,224)	(7,973,215)	(116,868)	(0.2)
障害共済年金		139,324	25,474,322	182,842	0.6
		(125,354)	(23,607,658)	(188,328)	(0.5)
障害年金		27,857	8,813,350	316,378	0.2
		(30,125)	(9,594,903)	(318,503)	(0.2)
遺族共済年金		3,362,267	768,244,020	228,490	17.4
		(3,295,792)	(758,067,283)	(230,011)	(17.4)
遺族年金		337,607	71,876,440	212,900	1.6
		(366,505)	(77,748,812)	(212,136)	(1.8)
通算遺族年金		4,942	254,584	51,514	0.0
		(5,417)	(280,127)	(51,713)	(0.0)
その他		68	149,876	2,204,061	0.0
		(87)	(150,324)	(1,727,866)	(0.0)
合計		17,754,545	4,404,894,240	248,100	100.0
		(17,176,333)	(4,351,995,181)	(253,372)	(100.0)

（注） 1. () 内の数は、平成 26 年度実績である。

2. その他には、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、特例死亡一時金、死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。

第 16 表 年金種類別受給権者状況

(平成 27 年度末現在)

年金の種類	区 分	受給権者数	年 金 額	1 人当たり 平均年金額
		人	千円	円
老 齢 厚 生 年 金		90,303 (—)	108,275,508 (—)	1,199,024 (—)
※2 旧職域加算退職給付		89,236 (—)	19,766,939 (—)	221,513 (—)
退 職 共 済 年 金		2,060,703 (2,063,558)	3,137,693,846 (3,145,709,341)	1,522,633 (1,524,410)
退 職 年 金		177,392 (196,697)	451,501,053 (496,635,320)	2,545,217 (2,524,875)
減 額 退 職 年 金		13,556 (14,264)	24,740,489 (25,808,635)	1,825,058 (1,809,355)
通 算 退 職 年 金		9,227 (10,580)	7,311,036 (8,357,701)	792,352 (789,953)
障 害 厚 生 年 金		72 (—)	74,449 (—)	1,034,013 (—)
※2 旧職域加算障害給付		72 (—)	13,188 (—)	183,169 (—)
障 害 共 済 年 金		45,964 (44,503)	52,525,305 (50,616,272)	1,142,749 (1,137,368)
内 訳	公務等	875 (838)	2,522,638 (2,392,346)	2,883,015 (2,854,828)
	公務外	45,089 (43,665)	50,002,667 (48,223,926)	1,108,977 (1,104,407)
障 害 年 金		6,172 (6,587)	11,500,499 (12,286,843)	1,863,334 (1,865,317)
内 訳	公務等	231 (244)	787,822 (823,054)	3,410,484 (3,373,173)
	公務外	5,941 (6,343)	10,712,677 (11,463,789)	1,803,177 (1,807,313)
遺 族 厚 生 年 金		7,132 (—)	9,785,874 (—)	1,372,108 (—)
※2 旧職域加算遺族給付		7,163 (—)	851,137 (—)	118,824 (—)
遺 族 共 済 年 金		582,051 (577,912)	874,922,578 (862,627,002)	1,503,172 (1,492,662)
内 訳	公務等	1,782 (1,744)	2,910,256 (2,838,652)	1,633,140 (1,627,667)
	公務外	580,269 (576,168)	872,012,322 (859,788,351)	1,502,773 (1,492,253)

遺族年金	61,727 (66,097)	78,384,904 (83,388,997)	1,269,864 (1,261,615)
内訳			
公務等	1,573 (1,644)	3,233,549 (3,349,994)	2,055,657 (2,037,709)
公務外	60,154 (64,453)	75,151,355 (80,039,003)	1,249,316 (1,241,820)
通算遺族年金	817 (905)	251,591 (280,238)	307,945 (309,655)
※ ¹ 厚生年金計	97,507 (—)	118,135,831 (—)	1,211,563 (—)
※ ² 旧職域加算給付計	96,471 (—)	20,631,264 (—)	213,860 (—)
※ ³ 旧共済制度年金計	2,957,609 (2,981,103)	4,638,831,302 (4,685,710,350)	1,568,440 (1,571,804)
※ ⁴ 退職年金			
終身退職年金	54 (—)	28 (—)	511 (—)
有期退職年金(240月)	24 (—)	10 (—)	429 (—)
有期退職年金(120月)	11 (—)	12 (—)	1,127 (—)
公務障害年金	0 (—)	0 (—)	0 (—)
公務遺族年金	0 (—)	0 (—)	0 (—)

(注) () の内の数は、平成26年度の実績である。

※1. 厚生年金合計は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の計である。

※2. 平成二十四年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加額に係る給付である。

※3. 旧共済制度年金合計欄には、平成二十四年一元化法附則第61条に規定する改正前地共済法による給付の計である。

※4. 平成二十四年一元化法附則第2条において、設けられた給付である。

4 長期給付積立金等の状況

長期給付積立金等を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」こととされている。

各経理別に積立金の状況をみると被用者年金一元化前の平成27年9月末までにおける長期給付積立金の総額は37兆4,016億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の18兆7,674億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の5,265億円である(第17表その(一)、第1図参照)。

平成27年度末における厚生年金保険給付積立金の総額は18兆210億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の9兆1,351億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の2,386億円である(第17表その(二)、第2図参照)。

退職等年金給付積立金の総額は1,363億円となっており、組合別にみると、最も多いのは全国市町村職員共済組合連合会の509億円であり最も少ないのは東京都職員共済組の60億円である(第17表その(三)、第3図参照)。

経過的長期給付積立金の総額は19兆2,718億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の9兆8,676億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の2,292億円である(第17表その(四)、第4図参照)。

第17表その(一) 長期経理資産の状況

(単位：億円、%)

項目	組合名		地方公務員共済地		方職員共済		公立学		校		警察共済組		東京都職員共済組		指定都市職員共済組		全国市町村職員共済組		合計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
一元化法																					
改正前																					
施行規程																					
第14条																					
第1項																					
第1号																					
の類																					
地方債	77	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,152	0.6
公庫債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	264	0.1
預託金	301	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301	0.1
有価証券	-	-	20	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,434	0.7
証券投資信託	-	-	100	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	0.0
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	631	0.3	-	-	-	-	2,806	5.7	5.7	5.7	560	2.3	817	14.6	-	-	-	-	-	4,814	1.3
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定金銭(包括)信託	128,577	68.5	149	2.8	17,650	35.7	3,567	35.7	35.7	35.7	3,567	14.6	787	14.1	1,683	14.9	58,416	64.7	210,828	56.4	
単独運用指定金銭(包括)信託	54,182	28.9	2,184	41.5	19,467	39.3	18,220	74.6	39.3	39.3	18,220	74.6	2,849	50.8	1,587	14.0	21,836	24.2	120,325	32.2	
その他	3,906	2.1	1,915	36.4	8,825	17.8	1,269	5.2	17.8	17.8	1,269	5.2	922	16.5	3,100	27.4	9,974	11.1	29,912	8.0	
計	187,674	100.0	4,367	83.0	48,748	98.5	23,616	96.7	98.5	98.5	23,616	96.7	5,376	95.9	11,123	98.2	90,226	100.0	371,130	99.2	
投資不動産	-	-	231	4.4	36	0.1	383	1.6	0.1	0.1	383	1.6	1	0.0	-	-	-	-	-	651	0.2
宿泊経理への貸付金	-	-	11	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	0.0
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	242	4.6	36	0.1	383	1.6	0.1	0.1	383	1.6	1	0.0	-	-	-	-	-	662	0.2
貸付経理への貸付金	-	-	656	12.5	715	1.4	427	1.7	1.4	1.4	427	1.7	225	4.0	201	1.8	-	-	-	2,224	0.6
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0	-	-	-	-	-	1	0.0
計	-	-	656	12.5	715	1.4	427	1.7	1.4	1.4	427	1.7	226	4.0	201	1.8	-	-	-	2,225	0.6
平成27年度上半期	187,674	100.0	5,265	100.0	49,498	100.0	24,426	100.0	100.0	100.0	24,426	100.0	5,603	100.0	11,324	100.0	90,226	100.0	374,016	100.0	100.0
平成27年度上半期	2.39		6.96	(事務用)	2.11		2.80				2.80		1.84		1.71		1.58		2.20		
運用利回り			1.88	(団体本部)																	

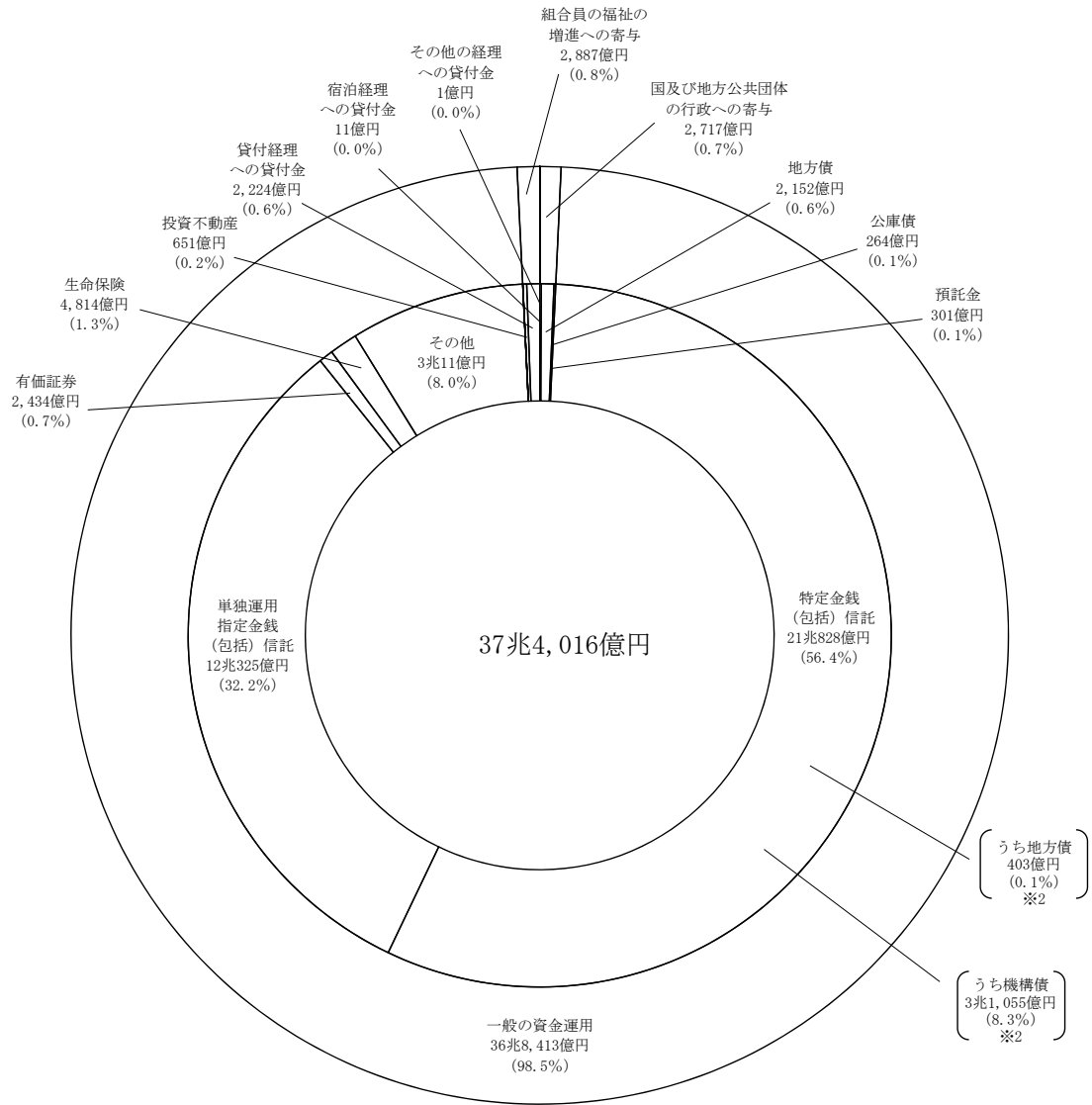
(注) 1. 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、連合会単独の経理単位の資産であり、運用利回りは基礎年金拠出金経理を含む。

2. 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

3. 「全国市町村職員共済組合連合会」の数値は、構成組合預託金を各資産に分類した後の数値である。

4. 「地方公務員共済組合連合会」の「その他」には、共済組合に対する貸付金(3億円)が含まれている。

第1図 長期給付積立金の運用状況



※1 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。
 ※2 義務運用分である。

第17表その(二) 厚生年金保険給付経理資産の状況

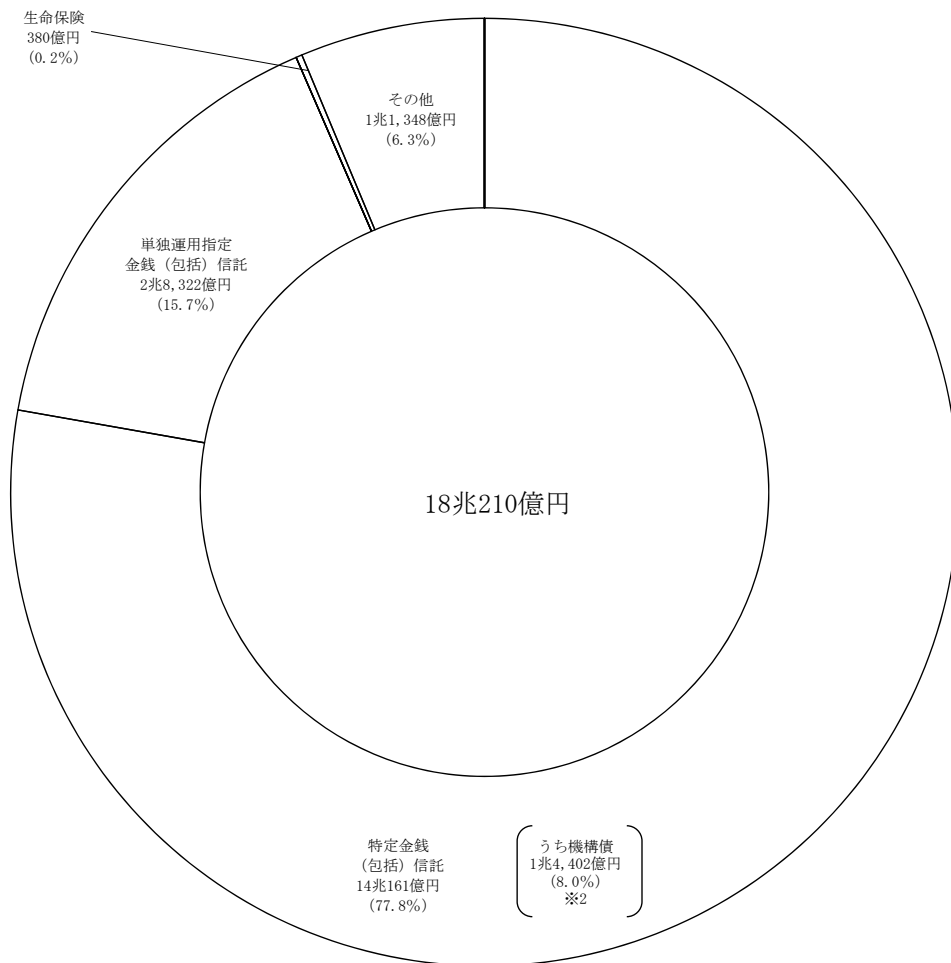
(単位：億円、%)

項目	地方公務員共済組合		地方職組		公立学組		警察共済組合		東京都職組		全国市町村職組		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	56	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	56	0.0
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	380	14.0	-	-	380	0.2
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	79	3.3	-	-	-	-	-	-	-	-	79	0.0
特定金銭(包括)信託	90,008	98.5	-	-	9,304	42.6	11,208	93.7	261	9.6	29,381	58.8	140,161	77.8
単独運用指定金銭(包括)信託	100	0.1	568	23.8	10,221	46.8	-	-	1,628	60.0	15,806	31.6	28,322	15.7
その他	1,243	1.4	1,684	70.6	2,320	10.6	747	6.3	444	16.4	4,784	9.6	11,213	6.2
計	91,351	100.0	2,386	100.0	21,845	100.0	11,955	100.0	2,712	100.0	49,971	100.0	180,210	100.0
投資不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成27年度 厚生年金保険給付組合積立金	91,351	100.0	2,386	100.0	21,845	100.0	11,955	100.0	2,712	100.0	49,971	100.0	180,210	100.0
平成27年度 運用利回り	1.68		1.91 (事務局)		2.11		1.48		1.30		2.29		1.67	
計			10.02 (団体非務部)											

(注) 1. 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、厚生年金保険給付調整積立金の資産額である。

2. 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

第2図 厚生年金保険給付組合積立金の運用状況



※1 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※2 義務運用分である。

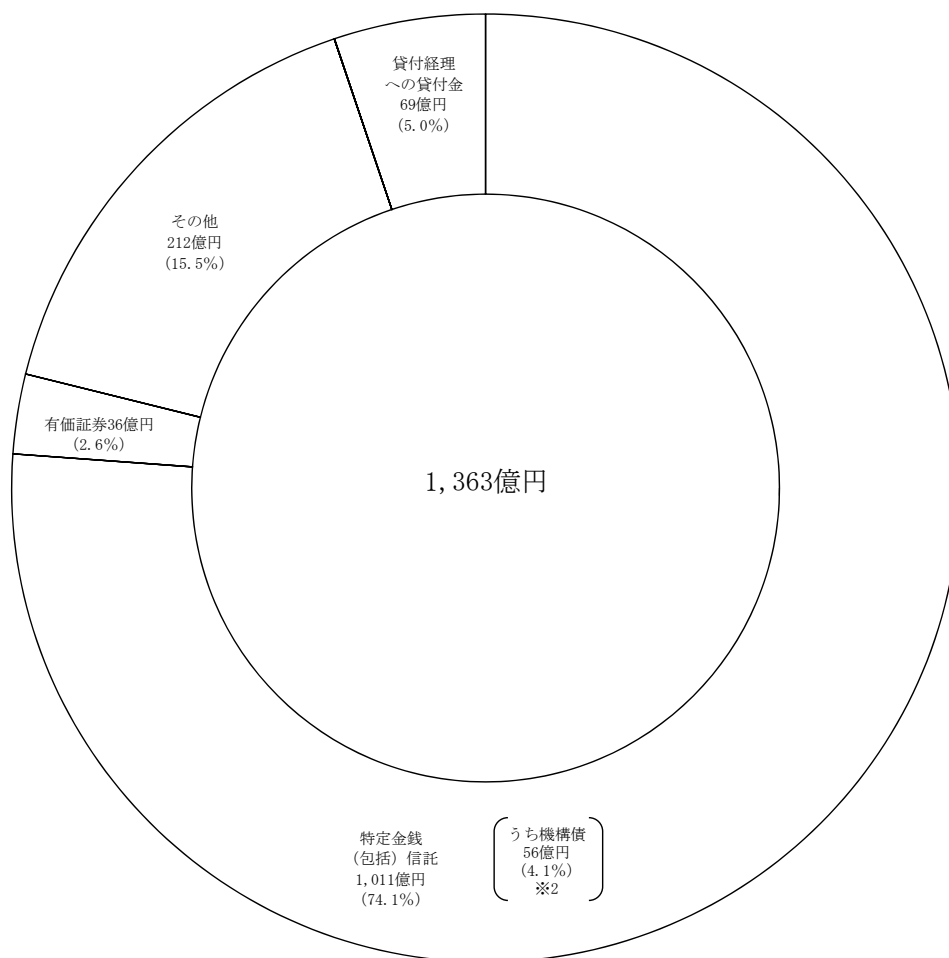
第17表その(三) 退職等年金給付経理資産の状況

(単位：億円、%)

項目	地方公務員共済組合		地方共済組合		地共済組合		地方共済組合		職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合		東京都共済組合		全国共済組合		町村職員共済組合		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有価証券	-	-	36	25.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	-	-	2.6
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定金銭(包括)信託	62	96.1	45	31.6	360	81.3	56	38.9	52	87.5	435	85.6	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	3.9	62	43.2	83	18.7	20	13.7	7	12.5	73	14.4	212	212	212	212	212	212	212	212	212	15.5
計	64	100.0	143	100.0	443	100.0	76	52.6	60	100.0	509	100.0	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	92.3
投資不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	69	47.4	-	-	-	-	69	47.4	-	-	-	-	69	-	-	5.0
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成27年度 退職等年金給付積立金	64	100.0	143	100.0	443	100.0	145	100.0	60	100.0	509	100.0	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363	100.0
平成27年度 運用利回り	0.04		0.10	(事務局)	0.08		0.20		0.08		0.13		0.11		0.11		0.11		0.11		0.11	
合計																						

(注) 1. 「地方公務員共済組合連合会」は、退職等年金給付調整積立金の資産額である。
 2. 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

第3図 退職等年金給付組合積立金の運用状況



※1 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。
 ※2 義務運用分である。

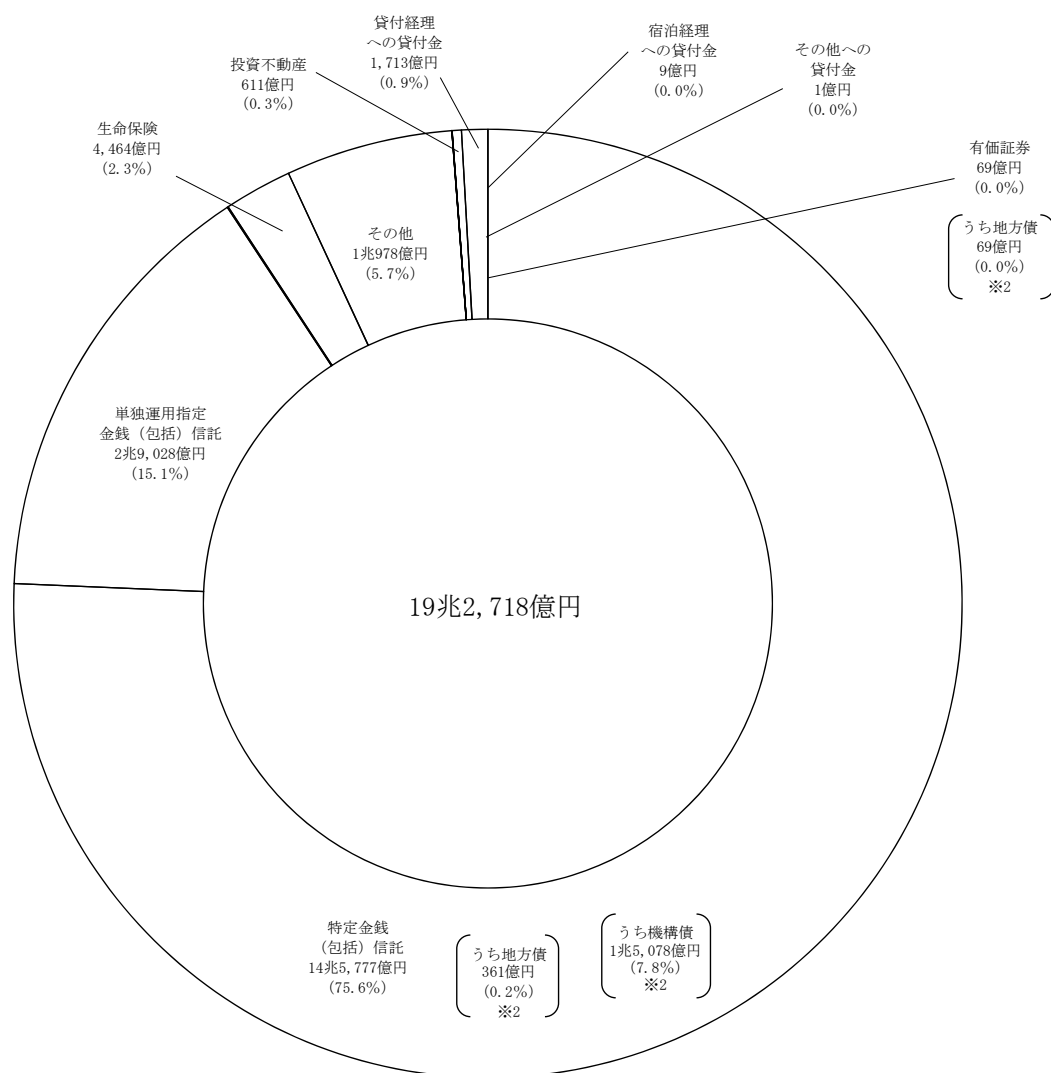
第17表その(四) 経過的長期経理資産の状況

項目	地方公務員共済組合		地方共済組合		地方公務員共済組合		公立共済組合		警察共済組合		東京都共済組合		全国市町村共済組合		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有価証券	69	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	0.0
証券投資信託	-	-	42	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	0.0
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	636	0.6	-	-	2,824	11.0	561	4.5	442	16.5	4,464	2.3	-	-	4,464	2.3
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	15	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	0.0
特定金銭(包括)信託	96,655	98.0	-	-	9,427	36.8	11,212	89.6	483	18.1	28,000	14.5	54.9	145,777	75.6	
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	466	20.3	9,649	37.7	-	-	1,403	52.5	17,510	8.8	34.4	29,028	15.1	
その他	1,247	1.3	960	41.9	3,010	11.8	86	0.7	162	6.1	5,455	2.7	10.7	10,921	5.7	
計	98,607	99.9	1,483	64.7	24,910	97.3	11,859	94.7	2,491	93.2	50,966	25.5	100.0	190,315	98.8	
投資不動産	-	-	207	9.0	34	0.1	369	2.9	1	0.0	-	-	-	-	611	0.3
宿泊経理への貸付金	-	-	9	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	0.0
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	216	9.4	34	0.1	369	2.9	1	0.0	-	-	-	-	620	0.3
貸付経理への貸付金	-	-	593	25.9	650	2.5	290	2.3	181	6.8	-	-	-	-	1,713	0.9
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0	-	-	-	-	1	0.0
計	-	-	593	25.9	650	2.5	290	2.3	182	6.8	-	-	-	-	1,714	0.9
平成27年度 経過的長期給付積立金	98,676	100.0	2,292	100.0	25,593	100.0	12,518	100.0	2,673	100.0	50,966	100.0	192,718	100.0		
平成27年度 運用利回り	1.48		2.69 (事務局)		1.88		2.96 (団体共済部)		2.05		2.15		2.11			

(注) 1. 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、連合会単独の経理単位の資産であり、運用利回りは基礎年金拠出金経理を含む。

2. 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

第4図 経過的長期給付組合積立金の運用状況



※1 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※2 義務運用分である。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成27年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保健経理 64組合
- (2) 医療経理 3組合
- (3) 宿泊経理 42組合
- (4) 住宅経理 2組合
- (5) 貯金経理 51組合
- (6) 貸付経理 64組合
- (7) 物資経理 29組合
- (8) 財形経理 22組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成27年度末現在)

組合名	経理名									
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定	
地方職員共済組合	1	1	1	0	1	1	1	0	0	
公立学校共済組合	1	1	1	1	0	1	0	0	0	
警察共済組合	1	1	1	1	0	1	1	0	0	
東京都職員共済組合	1	0	1	0	0	1	0	0	0	
指定都市職員共済組合	10	0	1	0	3	10	0	0	0	
市町村職員共済組合	47	0	35	0	44	47	27	20	0	
都市職員共済組合	3	0	2	0	3	3	0	2	0	
計	64	3	42	2	51	64	29	22	0	

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成27年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合										
札幌市		○	—	○	—	○	○	—	—	—
川崎市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
京都市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
広島市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計		10	0	1	0	3	10	0	0	0
都市職員共済組合										
北海道都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計		3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計		13	0	3	0	6	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成27年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	北	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	青森	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	岩手	○	—	—	—	○	○	○	—	—
北海道	宮城	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	秋田	○	—	—	—	○	○	—	—	—
北海道	山形	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	福島	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	茨城	○	—	○	—	○	○	○	○	—
北海道	栃木	○	—	—	—	○	○	○	○	—
北海道	群馬	○	—	—	—	○	○	○	—	—
北海道	埼玉	○	—	○	—	○	○	○	○	—
北海道	千葉	○	—	○	—	○	○	○	○	—
北海道	東京都	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	神奈川県	○	—	○	—	○	○	○	○	—
北海道	新潟	○	—	○	—	○	○	—	○	—
北海道	富山	○	—	○	—	○	○	—	○	—
北海道	石川	○	—	○	—	○	○	—	○	—
北海道	福井	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	山梨	○	—	○	—	○	○	—	○	—
北海道	長野	○	—	○	—	—	○	○	○	—
北海道	岐阜	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	静岡県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
北海道	愛知県	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	三重	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	滋賀	○	—	○	—	○	○	—	○	—
北海道	京都	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	大阪	○	—	○	—	—	○	—	—	—
北海道	兵庫県	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	奈良	○	—	—	—	○	○	—	—	—
北海道	和歌山	○	—	—	—	○	○	—	—	—
北海道	鳥取	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	島根	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	岡山	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	広島	○	—	—	—	○	○	—	—	—
北海道	山口	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	徳島	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	香川	○	—	○	—	○	○	—	—	—
北海道	愛媛	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	高知	○	—	○	—	○	○	○	—	—
北海道	福岡	○	—	—	—	○	○	○	○	—
北海道	佐賀	○	—	—	—	○	○	—	○	—
北海道	長崎	○	—	—	—	○	○	—	○	—
北海道	熊本	○	—	—	—	—	○	○	—	—
北海道	大分	○	—	—	—	○	○	○	○	—
北海道	宮崎	○	—	○	—	○	○	○	○	—
北海道	鹿児島	○	—	○	—	○	○	—	○	—
北海道	沖縄	○	—	○	—	○	○	—	○	—
北海道	連合	—	—	○	—	—	—	—	○	—
北海道	合計	47	0	35	0	44	47	27	20	0

2 福祉事業の平成 27 年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	3,993,482	負 担 金	29,017,127
厚 生 費	26,243,977	掛 金	27,733,531
旅 費	74,652	補 助 金	4,627,526
事 務 費	438,125	施 設 収 入	1,580,481
減 価 償 却 費	207,118	利 息 及 び 配 当 金	1,999,280
助 成 金 及 び 交 付 金	3,651	そ の 他	6,285,780
医 療 経 理 へ 繰 入	21,815		
宿 泊 経 理 へ 繰 入	2,528,861		
物 資 経 理 へ 繰 入	-		
そ の 他	34,922,581		
合 計 (A)	68,434,262	合 計 (B)	71,243,725
		差 引 (B) - (A)	2,809,463

(2) 医療経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	27,908,208	施 設 収 入	4,457,630
旅 費	35,402	保 険 患 者 収 入	2,316,253
事 務 費	198,852	一 般 患 者 収 入	123,884
事 業 用 消 耗 品 費	318,955	内 部 患 者 収 入	743,263
薬 品 費	9,258,314	検 診 収 入	190,011
医 療 材 料 費	4,283,026	老 人 保 健 患 者 収 入	-
飲 食 材 料 費	460,089	入 院 診 療 収 入	32,955,289
光 熱 水 料	1,123,646	外 来 診 療 収 入	15,806,307
減 価 償 却 費	3,743,838	雑 診 療 収 入	201,161
修 繕 費	656,409	利 息 及 び 配 当 金	303,178
内 部 患 者 割 引 費	-	保 健 経 理 より 繰 入	21,815
負 担 金	190,301	そ の 他	4,246,378
支 払 利 息	0		
そ の 他	14,933,438		
合 計 (A)	63,110,478	合 計 (B)	61,365,169
		差 引 (B) - (A)	△ 1,745,309

(3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	6,866,585	補 助 金	338,423
旅 費	50,343	寄 附 金	5,693
事 務 費	268,166	施 設 収 入	42,842,329
商 品 仕 入	1,450,233	商 品 売 上	2,051,181
事 業 用 消 耗 品 費	1,443,976	利 息 及 び 配 当 金	524,700
飲 食 材 料 費	7,758,840	賃 貸 料	1,114,520
光 熱 水 料	4,171,932	保 健 経 理 より 繰 入	2,780,453
燃 料 費	145,596	そ の 他	6,121,619
減 価 償 却 費	5,689,477		
修 繕 費	2,799,152		
賃 借 料	1,345,176		
委 託 管 理 費	1,548,226		
負 担 金	2,032,278		
支 払 利 息	111,144		
そ の 他	21,625,581		
合 計 (A)	57,306,705	合 計 (B)	55,778,918
		差 引 (B) - (A)	△ 1,527,787

(4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	36,432	補 助 金	-
旅 費	623	施 設 収 入	28,655
事 務 費	9,525	利 息 及 び 配 当 金	563,544
減 価 償 却 費	31,292	そ の 他	247,179
負 担 金	3,127		
支 払 利 息	131,503		
そ の 他	719,877		
合 計 (A)	932,379	合 計 (B)	839,378
		差 引 (B) - (A)	△ 93,001

(5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,377,037	利 息 及 び 配 当 金	54,982,298
旅 費	23,520	保 険 手 数 料	34,629
事 務 費	164,809	そ の 他	6,480,901
支 払 利 息	44,082,697		
そ の 他	3,377,297		
合 計 (A)	49,025,360	合 計 (B)	61,497,828
		差 引 (B) - (A)	12,472,468

(6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,934,367	貸 倒 引 当 金 戻 入	1,668
厚 生 費	3,269	団 体 信 用 生 命 保 険 配 当 金	481,941
旅 費	23,919	団 体 信 用 生 命 保 険 特 約 保 険 料	863
事 務 費	193,130	保 険 料 充 当 金	1,236,532
保 険 料	3,100,349	保 険 負 担 金	-
貸 付 金 保 険 料	300,283	そ の 他	26,934,779
負 担 金	277,785		
支 払 利 息	13,972,396		
そ の 他	3,931,920		
合 計 (A)	23,737,418	合 計 (B)	28,655,783
		差 引 (B) - (A)	4,918,365

(7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	276,426	施 設 収 入	138,638
旅 行 費	3,805	商 品 売 上	3,959,211
事 務 費	39,113	商 品 販 売 益	93,792
商 品 仕 入	3,797,294	手 数 料	-
飲 食 材 料 費	20,182	販 売 手 数 料	4,450
販 売 費	4,740	受 託 商 品 手 数 料	399,638
減 価 償 却 費	5,088	利 息 及 び 配 当 金	66,763
負 担 金	63,252	広 告 料	4,876
支 払 利 息	206,926	保 健 経 理 より 繰 入	-
そ の 他	476,606	そ の 他	384,726
合 計 (A)	4,893,432	合 計 (B)	5,052,094
		差 引 (B) - (A)	158,663

(8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 行 費	-	利 息 及 び 配 当 金	5
事 務 費	94	そ の 他	4,025
支 払 利 息	3,993		
そ の 他	81		
合 計 (A)	4,168	合 計 (B)	4,030
		差 引 (B) - (A)	△ 138

Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

平成 27 年 4 月 1 日現在の地方議会議員の総数は 33,130 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,608 人、市議会議員共済会 19,354 人、町村議会議員共済会 11,168 人である。

〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成 23 年 6 月 1 日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成 27 年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 36.2、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 63.7 となっている。

〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

平成 27 年度の収支の状況は、収入 909 億円、支出 1,009 億円で、差引 10 億円の赤字となっている。収入の主な内訳は、負担金 880 億円（全体の 96.8%）、利息及び配当金 4 億円（同 0.4%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 422 億円（全体の 41.8%）、退職一時金 420 億円（同 41.6%）、遺族年金 168 億円（同 16.7%）、遺族一時金 1 千万円（同 0.0%）となっている。